

平成26年第5回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

平成26年10月15日（水曜日）
午前10時5分開会
第4委員会室

認定第20号

出席委員

委員長 山内末子さん
委員 翁長政俊君 具志孝助君
照屋大河君 高嶺善伸君
玉城義和君 吉田勝廣君
前島明男君 當間盛夫君
大城一馬君

欠席委員

仲田弘毅君 渡久地修君

説明のため出席した者の職、氏名

知事公室長 又吉進君
広報交流課長 金城敦君
基地対策課長 運天修君
参事兼地域安全政策課長 池田克紀君
防災危機管理課長 池田竹州君
総務部長 小橋川健二君
財政課長 渡嘉敷道夫君
税務課長 佐次田薫君
管財課長 照屋敦君
警察本部長 加藤達也君
警務部長 幡谷賢治君
生活安全部長 親川啓和君
刑事部長 大城盛重君
交通部長 當山達也君

本日の委員会に付した事件

- 平成26年第5回議会認定第1号 平成25年度沖縄県一般会計決算の認定について（知事公室、総務部、公安委員会所管分）
- 平成26年第5回議会認定第8号 平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 平成26年第5回議会 平成25年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について

○山内末子委員長 ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る平成26年第5回議会認定第1号、同認定第8号及び同認定第20号の決算3件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長及び警察本部長の出席を求めています。

まず初めに、知事公室長から知事公室関係決算の概要の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 平成25年度の知事公室所管の決算の概要について、お手元に配付いたしました平成25年度歳入歳出決算説明資料知事公室に基づきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

初めに、一般会計の歳入決算の概要について、御説明申し上げます。

最上段の知事公室計の欄をごらんください。

知事公室所管の歳入決算総額—これは計（A）でございます。予算現額が26億2487万2000円に対し、調定額（B）21億6100万2273円、収入済額は21億6100万2273円となっております。過誤納額、不納欠損額、収入未済額はいずれもゼロ円となっております。

また、調定額に対する収入済額の割合であります収入比率は100%となっております。

次に、歳入を（款）別に申し上げます。

（款）使用料及び手数料は、予算現額8806万3000円、調定額及び収入済額ともに4840円となっております。なお、予算現額に対し調定額及び収入済額が過少となっていることにお気づきだと思いますが、この調定額及び収入済額につきましては、証紙収入を所管する出納事務局において事務をとり行っておりますので、ここには出てまいりません。ちなみに、証紙収入の収入済額は、出納事務局によりますと7745万2550円で、予算現額に対する比率は87.9%ということとなっております。

（款）国庫支出金は、予算現額24億8058万5000円、

調定額及び収入済額ともに21億764万1931円となっております。

(款) 財産収入は、予算現額4540万7000円に対し、調定額及び収入済額ともに4395万2997円となっております。

(款) 諸収入は、予算現額1081万7000円に対し、調定額及び収入済額ともに940万2505円となっております。

以上が一般会計歳入決算の概要でございます。
2ページをお開きください。

次に、一般会計の歳出決算の概要について、御説明いたします。これも(A)の欄でございます。

最上段の知事公室計の欄をごらんください。

知事公室の歳出総額は、予算現額42億9008万5000円に対し、支出済額37億7820万378円、翌年度繰越額が7179万6000円、不用額が4億4008万8622円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合であります執行率は88.1%、予算現額に対する翌年度繰越額の割合である繰越率は1.7%となっております。

翌年度への繰越額は、不発弾等処理事業費に係るものであります。

次に、不用額4億4008万8622円について、その主なものを御説明申し上げます。右側の(A-B-C)の欄でございます。

(款) 総務費(項) 総務管理費(目) 一般管理費の不用額2034万3406円は、主に人件費及び物件費の執行残等によるものであります。

(目) 広報費の不用額465万902円は、主に物件費の執行残等によるものであります。

(目) 諸費の不用額6393万3681円は、主に地域安全政策事業の委託料など物件費の執行残等によるものであります。

(款) 総務費(項) 防災費(目) 防災総務費の不用額3億4667万1241円は、主に不発弾等処理事業費の委託料の入札残及び申請件数が見込みより少なかったことによる補助金の執行残等によるものであります。

(目) 消防指導費の不用額448万9392円は、主に物件費の執行残等によるものであります。

以上が、知事公室所管一般会計の平成25年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしく御願いたします。

○山内末子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、総務部長から総務部関係決算の概要の説明

を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 平成25年度の総務部所管の一般会計と所有者不明土地管理特別会計及び公債管理特別会計の2つの特別会計の歳入歳出決算につきまして、お手元にお配りしております平成25年度歳入歳出決算説明資料総務部に基づいて、御説明いたします。

なお、説明の都合上、ページが前後することがございますが、あらかじめ御了承をお願いいたします。

まず、1ページをお願いいたします。

それでは、総務部所管の歳入総額について、御説明申し上げます。

予算現額(A)の欄5063億1517万9383円、調定額(B)の欄5018億7921万6329円、収入済額(C)の欄4990億5370万3304円、不納欠損額(D)の欄3億4754万6325円、収入未済額(E)の欄26億3019万1515円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は、99.4%となっております。

なお、説明資料の右端の欄に沖縄県歳入歳出決算書のページを記載しておりますので御参照ください。

続きまして、総務部所管の歳出総額について、御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

予算現額(A)の欄2214億392万5000円に対し、支出済額(B)の欄2182億3845万6252円、翌年度繰越額(C)の欄1170万円、不用額31億5376万8748円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は、98.6%となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算について御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入決算の概要について、御説明申し上げます。

総務部所管として、予算現額(A)の欄4240億3369万6383円、調定額(B)の欄4197億175万329円、収入済額(C)の欄4168億8854万2961円、うち過誤納金1億5222万4815円、不納欠損額(D)の欄3億4754万6325円、収入未済額(E)の欄26億1788万5858円、収入比率は、99.3%となっております。

収入済額4168億8854万2961円の主なものは、2行目にあります(款) 県税949億5833万3886円、少し飛んで恐縮ですが、5ページの下から4行目の(款) 地

方交付税2085億7894万4000円であります。

恐縮ですが、また3ページにお戻りいただきまして、収入済額のうちの過誤納金1億5222万4815円の主なものは、2行目の(款)県税1億5219万3408円です。

過誤納金の主な理由としては、県税に係る減額更正等によるもので、出納整理期間中に還付処理ができない分です。

なお、平成26年度で還付処理をしております。

同じく3ページ、不納欠損額3億4754万6325円の主なものは、2行目の(款)県税3億2554万9059円です。

(款)県税の不納欠損額の主なものは、(項)県民税、(項)自動車税、(項)事業税、(項)不動産取得税などとなっております。

不納欠損の理由としては、滞納者の所在不明、滞納処分ができる財産がないことなどにより、地方税法に基づき不納欠損の処理をしたものです。

次に、同じく3ページの収入未済額26億1788万5858円について、御説明申し上げます。

2行目の最も大きな割合を占めます(款)県税の収入未済額24億8856万8214円の主なものは、(項)県民税、(項)自動車税、(項)不動産取得税、(項)事業税などとなっております。その主な要因としては、失業、病気等による経済的理由によるもの、法人の経営不振による資金難、倒産による滞納などによるものです。

次に、飛んで恐縮ですが、6ページをお願いいたします。

下から2行目の(款)財産収入の収入未済額7046万1222円は、(項)財産運用収入の(目)財産貸付収入で、その主な要因は、借地人の病気や経営不振、生活苦等の経済的理由によるものなどです。

次に、8ページをお願いいたします。

1行目の(款)諸収入の収入未済額5885万6422円は、(項)延滞金、加算金及び過料の(目)加算金及び(項)雑入の(目)違約金及び延滞利息に係るもので、その主な要因は、経営不振による資金難、倒産による滞納などによるものです。

次に、一般会計の歳出決算の概要について、御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

予算現額(A)の欄1391億1763万6000円に対し、支出済額(B)の欄1362億1578万751円、翌年度繰越額1170万円、不用額28億9015万5249円、執行率は97.9%となっております。

不用額の主なものを御説明申し上げますと、2行目の(款)総務費の不用額6億417万8765円は、主に、勸奨退職者数の減による退職手当の執行残や個人県民税徴収取扱費及び県税の還付金が見込みを下回ったことなどによるものです。

下から1行目(款)公債費の不用額1億5429万6984円は、主に、当初予定しておりました県債の繰り上げ償還を行わなかったことや、借入利率が当初設定した率を下回ったことによるものです。

11ページをお願いいたします。

5行目(款)諸支出金の不用額21億1348万3500円は、主に(項)財政調整基金積立金や(項)自動車取得税交付金、(項)利子割交付金の不用であります。

12ページをお願いいたします。

一番下の(款)予備費の不用額1819万6000円は、年度内の緊急支出に充用したものの残額でございます。

以上が、平成25年度一般会計における総務部の決算概要でございます。

次に、特別会計の決算概要について、御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

所有者不明土地管理特別会計について御説明申し上げます。

当会計は、所有者不明の土地を県が管理するための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について御説明いたしますと、予算現額(A)の欄2億4191万3000円、調定額(B)の欄2億5308万533円、収入済額(C)の欄2億4077万4876円、収入未済額(E)の欄1230万5657円となっております。

収入未済額1230万5657円は、主に、4行目の(目)財産貸付収入956万7682円で、借地人等の経済的理由などによる滞納額であります。

次に、歳出決算の概要について御説明を申し上げます。

15ページをお願いいたします。

予算現額(A)の欄2億4191万3000円に対し、支出済額(B)の欄9829万34円、不用額1億4362万2966円となっております。

不用額の主なものは、予備費であります。

次に、16ページをお願いいたします。

公債管理特別会計について御説明申し上げます。

当会計は、公債費を一般会計と区別して管理するための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について、御説明申し上げますと、予算現額(A)の欄820億3957万円、調定額(B)の欄、収入済額(C)の欄とも同額で、819億2438万5467円となっております。

次に、歳出決算の概要について、御説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

予算現額(A)の欄820億3957万円に対し、支出済額(B)の欄819億2438万5467円、不用額1億1518万4533円となっております。

不用額の主なものは、当初予定しておりました県債の繰り上げ償還を行わなかったことや、借入利率が当初予定していた率を下回ったことによるものであります。

以上が、総務部所管一般会計及び特別会計の平成25年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

次に、警察本部長から公安委員会関係決算の概要の説明を求めます。

加藤達也警察本部長。

○加藤達也警察本部長 公安委員会所管の平成25年度一般会計歳入歳出決算の概要について、お手元にお配りしております平成25年度歳入歳出決算説明資料公安委員会に基づき御説明をいたします。

初めに、歳入決算について御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

公安委員会所管の歳入決算の総額は、予算現額12億9415万4000円に対しまして、調定額は12億7092万8045円、収入済額が12億2715万45円、不納欠損額は1313万9000円、収入未済額は3063万9000円、調定額に対する収入率は、96.6%となっております。

収入未済額、不納欠損額とともに(款)諸収入における(目)過料であります。(目)過料は放置駐車違反車両の使用者に対する放置違反金であります。

不納欠損の理由といたしまして、滞納者の所在不明、滞納処分できる財産がないためなどの理由により、地方税法に基づき不納欠損の処理をしたものであります。

以下、主な(目)ごとに順次御説明いたします。

まず、(款)使用料及び手数料ですが、収入済額は、2181万909円であります。

2行下に(目)警察使用料とありますが、これは、警察本部庁舎等の行政財産の使用許可に伴う土地使

用料と建物使用料であります。

予算現額275万6000円に対しまして、調定額、収入済額ともに280万8709円となっております。

次に、2行下の(目)警察手数料であります。これは、那覇市内と沖縄市内に設置しておりますパーキングメーター及びパーキングチケット発給設備の作動手数料であります。

予算現額2110万7000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1900万2200円となっております。

続いて中ほどの行の(款)国庫支出金の収入済額は、8億8691万4300円であります。

2行下の(目)警察費国庫補助金であります。これは、警察活動及び警察施設、交通安全施設の整備に対する国庫補助金並びに交付金であります。

予算現額9億1231万9000円に対しまして、調定額、収入済額ともに8億8691万4300円となっております。

続いて、2行下の(款)財産収入の収入済額は、5702万8518円であります。

2行下の(目)財産貸付収入は、警察官待機宿舍貸付料及び自動販売機設置に伴う土地、建物貸付料であります。

予算現額5850万8000円に対しまして、調定額、収入済額ともに5692万3405円となっております。

続きまして、(目)物品売払収入であります。これは廃棄車両などの物品の不用決定に伴う売払収入で、予算現額6万9000円に対しまして、調定額、収入済額ともに10万5113円となっております。

説明資料の2ページをお開きください。

(款)諸収入であります。収入済額は2億6139万6318円であります。

2行下の(目)延滞金であります。これは放置違反金の滞納に対する延滞金でありまして、予算現額33万8000円に対しまして、調定額、収入済額ともに77万9964円となっております。

さらに1行下の(目)過料であります。これは、さきに説明いたしました、放置駐車違反の車両使用者が納付する放置違反金であります。

予算現額1億6406万3000円に対しまして、調定額は1億6262万円、収入済額は1億1884万2000円、不納欠損額は1313万9000円、収入未済額が3063万9000円あります。

続いて、2行下になります(目)弁償金ですが、これは留置人に要する経費で、法務省が負担をする弁償金と、交通切符等の作成費用に関する協定に基づく那覇地方裁判所、那覇家庭裁判所及び那

覇地方検察庁の負担費用の弁償金であります。

予算現額4983万5000円に対し、調定額、収入済額ともに5643万7966円となっております。

その1行下の(目)違約金及び延納利息であります。これは、物品購入契約等について、契約の履行遅滞に伴い、違約金を徴収したものであります。

調定額、収入済額ともに2万1768円となっております。

続いて(目)雑入であります。これは遺失物売払代、駐車違反車両移動費、警察施設の移転補償費等であります。

予算現額8515万9000円に対しまして、調定額、収入済額ともに8531万4620円となっております。

以上が、平成25年度一般会計公安委員会所管の歳入決算の状況であります。

次に、歳出決算について御説明いたします。

説明資料の3ページをお開きください。

(款)警察費の歳出決算は、予算現額309億4511万9500円に対しまして、支出済額は305億3467万3303円、翌年度繰越額は8691万8800円、不用額は3億2352万7397円、執行率は98.7%となっております。

以下、各(項)ごとに説明いたします。

最初に(項)警察管理費ですが、予算現額が281億6282万1500円、支出済額は278億8225万5488円、翌年度繰越額が8691万8800円、不用額は1億9364万7212円となっており、執行率は99%となっております。

(項)警察管理費における翌年度繰越額について御説明いたします。

中ほどの行の(目)警察施設費の翌年度繰越額8691万8800円につきましては、交番等建設工事に係るもので、入札不調による発注計画の変更や工事計画調整等に当初見込みより時間を要したことなどにより、翌年度に繰り越したものであります。

次に、(項)警察管理費における主な不用額について御説明いたします。

初めに、(目)警察本部費の不用額1億2781万6767円は、主に(節)職員手当等でありまして、退職手当等の実績が当初見込みを下回ったことによるものであります。

(目)装備費の不用額1186万3611円は、主に(節)需用費でありまして、車両修繕等に要する経費が当初見込みを下回ったことによるものであります。

(目)警察施設費の不用額3361万7835円は、主に(節)委託料でありまして、警察施設維持管理委託業務の入札残等によるものであります。

(目)運転免許費の不用額1985万9161円は、主に(節)委託料でありまして、更新時講習等の委託料が当初見込みを下回ったことによるものであります。

続いて、(項)警察活動費について御説明いたします。

予算現額が27億8229万8000円に対しまして、支出済額は26億5241万7815円、不用額は1億2988万185円となっており、執行率は95.3%であります。

次に、(項)警察活動費の主な不用額について御説明いたします。

(目)一般警察活動費の不用額1089万3125円は、主に(節)役務費でありまして、加入電話回線使用料等が当初見込みを下回ったことによるものであります。

続いて、(目)刑事警察費の不用額2525万5689円は、主に(節)報償費でありまして、捜査活動協力者に対する謝礼金の執行残等によるものであります。

(目)交通指導取締費の不用額9373万1371円は、主に(節)工事請負費でありまして、交通安全施設整備工事の入札残等によるものであります。

以上が、平成25年度一般会計歳出決算状況であります。なお、特別会計の歳入歳出については、ございません。

以上で、公安委員会所管の平成25年度一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○山内末子委員長 警察本部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、「決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)」(平成26年9月22日議会運営委員会決定)に従って行うことにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会の運営に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に關す

る決算事項でありますので、十分御留意をお願いいたします。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと存じますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 それでは、平成25年度一般会計決算の歳入歳出認定について質疑させていただきます。

歳入における部分から質疑させていただきますが、沖縄県の財政依存度が他府県に比べてかなり高いことがわかりますが、まずはその主な要因を説明いただけませんか。

○渡嘉敷道夫財政課長 沖縄県における依存財源が高い理由といたしましては、高率の国庫補助によりまして、他県より国庫補助金が多いということ、それから、近年におきましては、平成24年度に創設されました沖縄振興一括交付金等が措置されたことなどが主な要因と考えております。

○翁長政俊委員 国費の投入に占める構成比率の指数は、全国、九州を含めて示すことができますか。国庫支出金及び地方交付税のバランスが、類似県を含めて沖縄県の場合は特に国庫支出金が突出している。その部分の説明も含めて、指数を説明願いたいのです。

○渡嘉敷道夫財政課長 沖縄県における国庫補助金の構成比ですが、本県は33.9%、それから全国平均が15.7%、類似県の平均が18.2%となっております。これは平成25年度の数字でございます。

○翁長政俊委員 地方交付税も含めてわかりますか。

○渡嘉敷道夫財政課長 平成25年度の普通会計決算における地方交付税と国庫支出金を合わせた県民1人当たりの金額ですが、沖縄県は32万3000円となっております。これに対しまして、全国平均は19万2000円、類似県の平均は29万2000円となっております。

○翁長政俊委員 沖縄振興特別措置法があって、今こういう財政構造になっているのですが、いわゆる法律の期限によって一切れることが想定されると私は思っているのです。その段階で、財政の構造はど

のように変わっていくと予測されていますか。そういう中長期的な財政構造の判断みたいなものはされておるのですか。これは総務部長ではないですか。

○小橋川健二総務部長 沖縄振興特別措置法が終了するところまでの財政推計は実はまだできておりませんが、昨年度6月の4年間の中期財政の収支見通しがございます。ただ、沖縄振興特別措置法がどうなるかということは非常に想定がしづらいところであります。ただ、今の御質疑の中で国庫支出金の割合が高いというお話ですが、結果として、自主財源が低いという形になっております。

ちなみに申し上げますと、これは消費税の精算後の数字ですが、例えば自主財源の一番大きな部分を占めます地方税が沖縄県の場合は1045億円ございます。それが、例えば財政力指数が同じ0.3未満の長崎県、人口でも140万人ございます。大体我が県と人口規模は同じぐらい、そこが1115億円です。ほかの県につきましても、人口もかなり少ないですが、例えば秋田県が100万人、和歌山県も100万人、それぞれの地方税が931億円とか892億円、絶対額で言うと、沖縄県の税収はそんなに低いものではないと思っています。国庫支出金が多いので、結果として割合が低いということになります。

それで、今後の財政運営をどうしていくかということだと思いますが、まず今あります国庫支出金、中でも沖縄振興一括交付金がございます。それから、地方交付税は最大限確保しないといけないと思っています。こういう財源を使うことによって、産業振興でありますとか、あるいは子育ての充実をする中で働きやすい環境をつくるといったことで、経済のパイを大きくして行って結果として税収をふやしていく、それが自主財源の増加につながる。

今、私が思っていますのは、割合を上げることももちろんですが、やはり自主財源、特に県税の絶対額をふやしていく営みが非常に重要ではないかと思っています。そういう意味では、沖縄振興特別措置法の期限が切れますあと7年をターゲットに、こういった取り組みを加速させていこうという財政運営を今やっておるつもりでございます。

○翁長政俊委員 今の説明を聞きますと、私の認識では、九州、全国平均からしても、自主財源は極めて低い、下回っているという認識を持っているのですが、脆弱な財政構造は依然として続いている。しかし、今の総務部長の説明では、低い県を事例として出したのかどうかわかりませんが、実態、全国平均からしてみても、いわゆる自主財源の脆弱さとい

うものは依然として続いているのではないですか。

○小橋川健二総務部長 それはそのとおりです。私が申し上げましたのは、地方交付税の算定をする際に、いわゆる財政力で都道府県の団体をグループ分けしておりますが、AからEまであります。Eグループは財政力指数が0.3未満の県で10県ほどございます。これが、私が先ほど申し上げました長崎県ですとか和歌山県でございます。ですから、全国の中では当然低い。それから、九州の中でもやはり低い。ですが、こういうEの中では、絶対額から言うとそれほどではない。ですから、まだまだ頑張る余地がありますという意味でございます。

○翁長政俊委員 当然のこととして、自主財源を確保していくことは重要なことですし、その対策も随時やっていかなくてはいけないと思っておりますが、将来の税収増につながるような環境整備をどう図っていくかは、近々の大変重要な課題だと思っております。これは具体的にどういうことをなさっておられるのですか。

○小橋川健二総務部長 例えば、今、沖縄振興一括交付金を活用して産業振興施策、中でもリーディング産業である観光施策は、もちろん沖縄振興一括交付金だけではなくて、着陸料ですとか航空機燃料税、さまざまな制度がまた重層的に行われている結果でもあると思っておりますが、過去最高を記録した。それから、今クラウドデータセンターでありますとか航空機整備場、ロジスティクスセンター、それから国際物流についても、那覇空港は貨物の取り扱い量が日本で3位になっております。そういう重層的な取り組みの中で雇用をふやし、賃金をふやし、所得をふやし、経済を大きくしていく、これが最終的には県財政の持続的な運営を可能にする、そういう取り組みをしているつもりでございます。

○翁長政俊委員 当然、沖縄21世紀ビジョンを含めて、いわゆる経済成長を創出していくことが自主財源確保を図っていく上で大変重要なことだと思っておりますし、特に産業の創出、県民所得の向上といった税収向上を図る対策は、沖縄21世紀ビジョン実施計画の中でも年次目標を持ってやっていただいているものと思っております。

もう一つ、税収機会の拡大というものがあります。平成25年度は収納率がこれまでの最高を達成したのですか。

○佐次田薫税務課長 平成25年度の県税収納率は97.3%で、復帰以後最高値を記録したということでございます。

○翁長政俊委員 今後、納税機会を上げていくことは重要なことで引き続き頑張っていただきたいと思っておりますし、さらにはワーキングチームをつくって新税の導入が検討されたと思っておりますが、その結果どう展開されているのですか。

○小橋川健二総務部長 新たな税の導入については、平成22年に沖縄県法定外目的税制度協議会を部長クラスで組織しています。この協議会を設置し、その下に幹事会、それからワーキンググループを置きまして、ワーキンググループにおいて合計25回ほど検討会議を持ちました。その結果を踏まえて、租税法ですとか観光行政、それから環境行政にすぐれた識見を有する委員で構成いたします専門家委員会をつくって、その中で施行する場合におけるいろいろな課題などについて議論をしていただきました。あわせて、この専門家委員会が、ホテルでありますとか航空、それからレンタカーなど、関係事業者の意見も聴取しております。その結果として、専門家委員会から意見を出されまして、再度協議会を開きまして、最終の報告として取りまとめております。

その内容として簡単に申し上げますと、まず3つの税が検討されました。まず入域税ですが、これは既に県内で3村、伊江村、伊是名村とか伊平屋村などで実施をされていることから、二重課税に当たるのではないかというような懸念が示されました。2番目のレンタカー税でございますが、これは税収と徴税経費の関係で、費用対効果の観点から問題があるのではないかということ。3つ目が宿泊税でございますが、これは制度設計上の問題はない、税収の使途などからも、税目として適当であるという専門家の意見もございました。ただ、その際に付言としまして、導入に当たっては観光産業に与える影響などを十分に考慮して判断するのが適当であるといったような意見がございました。

その結果、私どもが最終的に現時点で考えておりますのは、この新たな税の導入につきましては、これはヒアリングをした結果なども踏まえてのことですが、観光関連産業への影響、それから消費税が8%に引き上げられたということもございます。それから、検討を始めた後に、例えば沖縄振興一括交付金の導入があったり環境変化もございまして、現在、直ちに導入することは非常に厳しいのではなかろうかと思っております。ただ、先ほど来財源の話も議論がございまして、多様化する行政需要に対応するには、やはり新たな税財源が必要だと思ってお

ります。そういう意味でも、今は引き続き3税を含めて新たな税の導入については、時期も含めて検討していこうという状況でございます。

○翁長政俊委員 確かに消費税の8%は、ことさらに10%まで引き上げるかどうか安倍内閣で検討がされているところですが、いずれにしろ、こういった新税の導入については、先進県もあることですし、いわゆる新税導入の環境整備という意味においては、外的要素でチェックすれば、なかなか導入しにくいという環境は、そんなに大きな変化があるということとは期待できないだろうと思うのです。ある意味、どこかで踏み切っていくことになるでしょうし、法定外目的税制度協議会の最終報告で出されたものをどう活用し、生かしていくかは、執行機関の中で判断する必要があると私は思っているのです。ひいては、いわゆる入域税を取るとするのであれば、それが沖縄の新たな一つの観光資源を生み出すものに活用ができる、こういったものに用途を限定していけば、私はもっといい形で新たな成果を生み出せるのではないかという期待感を持っているのですが、ここは、県の執行部の皆様方との話し合いは、どうなっているのですか。

○小橋川健二総務部長 これについては、私と観光担当の部長、それから環境担当の部長で議論をして、先ほどのようなお答えをいたしました。もちろんこれは現時点で直ちに導入するのは厳しいのではないかとことを申し上げているだけで、これまで検討してきた結果は当然次への発射台だと思っておりますので、これは引き続き導入時期も含めて模索をしていくという営みをこれからも続けていきたいと思っております。

○翁長政俊委員 次に歳出についてですが、平成25年度の決算で投資的経費の増額があったという決算の報告がありますが、県経済にどのように生かされて、どういう成果が生まれたのかは検証されていいますか。

○渡嘉敷道夫財政課長 平成24年度から沖縄振興一括交付金が創設されて、その沖縄振興一括交付金を活用した事業は積極的に展開しているところでございます。沖縄振興一括交付金を活用したことと、そのほかに特区制度や企業への税制上の優遇措置なども含めまして、各施策を総合的に取り組んでいるところでございます。沖縄振興一括交付金だけの税収への影響額というものは算定することがなかなか難しいのですが、総合的な取り組みにより各方面で成果が上がっていると考えております。内閣府沖

縄総合事務局や日本銀行那覇支店などによります景況判断におきましても、観光需要等を背景に個人消費が堅調に推移しているほか、全体として拡大基調にあるという結果が出されております。

また、平成26年3月に公表した県経済の見通しにおきましても、県内総生産の増加を見込んでおりまして、経済成長に伴い、県税収入も増加していくものと考えております。引き続き、安定的な自主財源の涵養を図るために、産業振興施策等に沖縄振興一括交付金等を活用しながら重点的に取り組むこととしたいと考えております。

○翁長政俊委員 これは限られた予算ですから、選択と集中の中で、いわゆる投資的経費に増額していくという方向性がきちんと定まれば、その効果がどうなのかはきちんと検証する必要があります。そうでないと、費用対効果という意味で問題が出るのです。そこは、もう少ししっかりと追跡調査ができるようにしていただきたいと思っております。

それと、同じく歳出なのですが、公債費の増額が懸念されているのが一つと、県債残高もいわゆる財政硬直化の一つにつながっていくと思っております。今後の財政運営の見通し、さらには財政負担を抑制していく必要もあると思っておりますが、そこについて伺いたいと存じます。

○渡嘉敷道夫財政課長 まず、沖縄振興一括交付金を活用しました事業につきましては、その裏負担の2分の1につきましては普通交付税措置をされるということで、その影響額は限定的であると考えております。

また、今後の財政運営につきましては、第7次沖縄県行財政改革プランに基づく歳入歳出両面の見直し、それから、新たに得られる財源や沖縄振興一括交付金等を効果的に活用して、将来の税収につながる施策に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、委員御指摘の今後の増加が見込まれます公債費や県債残高に対応するため、国の経済対策や地方財政対策等に係る県債を除くいわゆる通常債につきましては、発行を抑制していくということで考えております。それとともに、収支状況を踏まえた繰り上げ償還等を機動的に行いまして、県債残高を減らしていくことで将来の財政負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

○翁長政俊委員 次に、知事公室、主要施策の成果に関する報告書の3ページ、基地対策、さらに4ページの普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策事業

についてお聞きしたいのですが、知事が国に求めた普天間飛行場の5年以内の運用停止、早期返還についての進捗を教えてください。どういう状況になっていますか。

○又吉進知事公室長 経緯から申し上げますと、昨年12月17日の沖縄政策協議会におきまして、知事は、協議会の場で県が求める4項目、普天間飛行場の5年以内の運用停止を含む4項目を要望したわけでございます。12月25日に、総理大臣から、できることは全てやるという回答をいただきまして、改めて本年2月10日に運用停止を要請し、さらにその後、普天間飛行場危険性除去の推進会議—普天間飛行場負担軽減推進会議というものが2月18日に設置されました。以降、推進会議は、官房長官が座長になりまして各大臣が参加しておりますが、この推進会議が2回、さらに官房副長官を座長といたしまして各省の局長級が参加、あるいは県の副知事と宜野湾市の副市長が参加する作業部会が5回という形で議論されております。

現在の進捗状況ですが、具体的な取り組みについてこの推進会議並びに作業部会で議論されているわけですが、今までは程度議論の俎上に上ったものとして、まず外来ジェット機がやはり大変負担であるという宜野湾市からの声を踏まえまして、小野寺前防衛大臣から国防長官に申し入れを行いまして、日米両政府で考えていくということを表明していただいております。また、KC130空中給油機の移駐につきましては、8月末までに完了したということでございます。キャンプ・キンザーの7年以内の返還につきましては、防衛省の中に牧港補給地区返還推進チームが設置されて…。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、翁長委員から現状での普天間飛行場の機能移転の状況について答弁するよう指摘がされた。)

○山内末子委員長 再開いたします。

○又吉進知事公室長 現在しっかり見えていることは、KC130空中給油機15機の山口県岩国市への移転ということになります。

○翁長政俊委員 これから先、この推進会議の中で、可能性があつてこういった成果が見込めるということ報告できるものはないですか。

○又吉進知事公室長 確かに現在作業中で、政府と県の要望を踏まえて処理していただきたいということを強く申し上げております。ただ、一つ一つが米

軍の運用に絡むということで簡単ではありませんが、例えば先ほどの外来機の問題、オスプレイの県外移転、最終的にはオスプレイを県の外に出していただくという問題、それから、宜野湾市から最も要望のある夜間飛行訓練の件につきましては、強く申し上げて一定の成果を求めている状況でございます。

○翁長政俊委員 次に、牧港補給地区はどうなっていますか。

○又吉進知事公室長 キャンプ・キンザーの7年以内の返還につきましては、防衛省に牧港補給地区返還推進チームというものができております。この4月に、陸軍倉庫の移設先であるトリイ通信施設のマスタープランが日米合同委員会で承認されております。防衛省において、海兵隊のマスタープラン作成を日本側から支援する、移設先の施設配置検討業務というものが締結されておまして、現在検討中ということでございます。また、移設先とされます読谷村、あるいは沖縄市との調整も始まっていると聞いております。

○翁長政俊委員 牧港補給地区の一部の倉庫群を嘉手納弾薬庫知花地区に移すという計画が今進んでいますが、それはどこまで進捗していますか。

○又吉進知事公室長 このマスタープランに基づきまして、今、防衛省から沖縄市長に対して説明が行われていて、沖縄市の中で現在それを検討しているという段階であると聞いております。

○翁長政俊委員 いずれにしろ、目に見える形で嘉手納飛行場以南の基地の返還を着実に実施していくという意味においては、牧港補給地区の一部にしろ沖縄県の道路事情の大動脈である国道58号沿いにあつて、非常に経済性の高い地域である。そこを勘案すると、知花地区に移設できるものがあれば移設していく、そのことによって今使われている基地が返還されてくる。そういう意味では、整理縮小という方向性で一つの解決策を見出していけないと、沖縄県の基地の削減はなかなかうまくいかないだろうと感じていますが、知事公室長はどう思われますか。

○又吉進知事公室長 全く委員の御指摘のとおりでございます。沖縄県の基地の整理縮小といったものを求めておるわけですが、今米側から出されておりますマスタープランにおきましては、所用の施設をキャンプ瑞慶覧、あるいは知花地区等に移設する。ただ、県といたしましては、その際にもしっかりと移設先となる市町村にも十分説明をして、くれぐれも基地負担の増という形にならないようにというこ

とを強く申し入れているわけでございます。

○翁長政俊委員 政治的立場から言うと、即時全面撤去というような言い方もありますが、行政側としては、より現実的に今の負担の軽減を確実に実施していく。そして、年次的にでもいい、確実に基地の削減が、そういう方向で沖縄の基地負担が減っていくという手法も、行政側としては推進していく重要な沖縄県の基地政策の大きな方向性だろうと私は思っていますので、ぜひそこは、今、知事が求めている4項目については、少なからず実施できていくような環境を整えていただいて頑張ってもらいたいと思っております。

○山内末子委員長 照屋大河委員。

○照屋大河委員 主要施策の成果に関する報告書のうち、公安委員会の部分についてまず伺いたいと思います。285ページ、少年非行防止対策の推進という事業がありますが、事業の目的・内容の中に、本県の刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成17年をピークに減少傾向にあるものの、全国と比較すると、再犯者率・共犯率が高い状況にあるということが今示されています。そして、深夜徘徊、飲酒、喫煙等の不良行為で補導された少年も高い状況で推移していると示されていますが、沖縄県の子供たちを取り巻く環境の実態をどのようにごらんになっているのか、決算の中から伺いたいと思います。

○加藤達也警察本部長 本日は警察本部の各部長が出席しておりますので、お許しをいただきまして、御質疑につきましてはそれぞれ所管の部長から答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○親川啓和生活安全部長 平成25年中、県内における窃盗、傷害等の刑法犯で検挙、補導された少年は1315名で、前年同期と比較しますと225名、20.6%増加しております。飲酒や深夜徘徊等の不良行為で補導された少年は5万9695名で、前年同期と比較しますと1万8808名、46.0%増加しております。県警察におきましては、少年の非行を防止するため街頭補導活動を一層強化するとともに、関係機関、団体や少年警察ボランティア等と連携した立ち直り支援や居場所づくり等を行っているところであります。県警察といたしましては、今後とも関係機関、団体や少年警察ボランティア等との連携を強化し、より効果的な少年の非行防止及び健全育成活動を推進していく所存であります。

○照屋大河委員 前年と比較して、それぞれ増加している。46%という数字は少し驚きました。そうい

う意味で、この事業の内容が示されていますが、大学生少年サポーター、少年補導員の活用ということで、決算で謝金も出ています。この中身について伺いたいと思います。

○親川啓和生活安全部長 大学生少年サポーターの活動状況、事業内容についてお答えします。

県警察におきましては、平成15年から問題行動のある少年に対しての学習支援活動や居場所づくり活動を行うことを目的とした大学生少年サポーター制度を実施しております。平成25年度は、警察本部長から県内各大学113名、平成26年度75名を大学生少年サポーターとして委嘱し、各種支援活動を推進しております。大学生少年サポーターの活動としましては、警察官や少年補導職員と連携した繁華街や公園などのたまり場における街頭補導活動への参加、非行防止教室や薬物乱用防止教室への参加、居場所づくり、立ち直り支援活動への参加、学校へ出向いての学習支援活動などを行っております。平成25年度の事業としては、大学生少年サポーターの活動については約27万円、1日の活動440円、1カ月10回を上限とする報奨金を執行しております。県警察といたしましては、今後とも大学生少年サポーター制度を積極的に活用し、より効果的な少年の非行防止及び健全育成活動を推進する所存でございます。

○照屋大河委員 1日440円、当初の報告にもありましたが、増加傾向にある中、大学生のサポーターを活用していこうといった県警察の皆さんの目的がありますね。それに対して、このサポーターの活用を強化していこうという答弁だったと思うのですが、効果が発揮されていると実感されているのか。それから、440円という日当、謝礼に対して、ことは募集人員が113名でした。そういう意味で、応募が足りないのか、足りているのか、どのように皆さんが考えられているのかについて伺いたいと思います。

○親川啓和生活安全部長 大学生については、少年と年齢が近いことから、問題を抱えている児童・生徒にとって、周囲の大人や先生よりも親しみやすい、相談しやすいという面があります。委嘱を受けている大学生少年サポーターについては、少年の特性に理解と熱意を持っており、クラブ活動等を通じて培った趣味や特技を生かして、スポーツや伝統芸能活動の支援や、授業についていけない生徒に対する学習支援活動等を積極的に推進しているところであります。ちなみに、平成25年度は高等学校進学を希望する中学校生徒に対する学習支援を実施した結

果、80名の生徒が高等学校を受験し、52名が高等学校に合格、合格率は65%とするなど、学校関係者からも高い評価を得ております。日当については440円ということですが、趣旨がボランティアということもありまして、現在440円で実施しているところでもあります。

○照屋大河委員 今答弁があったように、年齢が近いという意味では、多感な子供たちに対して大きな効果を与えたいと思いますので、さらなる事業の展開をお願いしたいと思うのですが、例えば地域では、PTAの人たちが街頭活動を一緒に協力したり、あるいは退職なさった教職員の皆さん、地域の先輩方が学習支援を行ったりということでもあります。先ほどの大学生少年サポーター113人の応募に対して、地域の割り振りは全県にわたって配置されているのか。例えば、学習指導をやっている、街頭補導をやっているという答弁があったのですが、こういう地域の実情、子供を抱える親としては、最近のこの中学校は非常に問題が多いぞとか、ことしの何々中学校は、ことしの何々小学校はとか、毎年毎年状況も違ってくると思うのです。そういう地域との連携とか実情把握は、どのような形で行われているのですか。

○親川啓和生活安全部長 大学生少年サポーターについては、地域の実情に応じてサポートをしている状況ではありますが、県警察におきましては、少年警察ボランティアや関係機関と連携して、非行少年等の問題を抱えている少年を健全な状態へ導く立ち直り支援活動を行っております。これまで実施した主な立ち直り支援活動といたしましては、農業実習、社会奉仕活動、三線教室、ハーリーなどの体験活動を通じた支援活動、大学生少年サポーターによる学習支援活動、児童・生徒の規範意識の向上のための非行防止教室の拡充、保護者や少年に対する継続的な指導、助言などを推進しており、非行少年を生まない社会づくりの取り組みを強化しているところでもあります。

○照屋大河委員 子供たちについて、被害者にもさせない、加害者にもさせないという地域と連携した取り組みを今後ともお願いしたいと思います。

次に、292ページ、暴力団対策についての成果の資料から、現状について、取り締まりの状況がいろいろ数値で示されていますが、具体的に説明をいただきたいと思います。

○大城盛重刑事部長 県内暴力団の現状と取り締まり状況についてお答えいたします。

平成26年9月末現在、県内の暴力団は指定暴力団旭琉会のみであり、その構成員は約470人です。平成4年の暴力団対策法施行時、県内には約1000人の暴力団構成員がおりましたが、これまでの暴力団の徹底した取り締まりと県民一体となった暴力団排除活動の推進により、現在半減している現状にあります。

平成25年の暴力団検挙人員については、159人を検挙しております。罪種別の内訳としましては、凶悪犯が3人、殺人未遂が1人、強盗致傷が2人、粗暴犯が54人、内訳は傷害致死で4人、傷害が21人、暴行が8人、恐喝等で21人、あと窃盗犯が13人、知能犯が44人、その内訳は詐欺が39人、横領が2人、偽造が3人、賭博の幫助ということで風俗犯が1人、あとはその他の刑法犯で13人、覚せい剤取締法違反が18人、その他の特別法犯が13人となっております。

暴力団は、組織の維持、拡大強化のため恐喝、覚醒剤の密売等の伝統的な資金獲得犯罪のほか、民事事案や企業活動への介入、風俗営業、飲食店等への経営関与とあらゆる分野に触手を伸ばしており、その手口を巧妙化させて資金源獲得活動を活発に行っております。今後とも、暴力団組織の維持運営を支える資金源犯罪の徹底した取り締まり、幹部及び組員の大量かつ反復検挙による長期隔離、社会が一体となった暴力団排除活動の推進等を重点に、暴力団総合対策を推進してまいります。

○照屋大河委員 293ページの図に示されていますが、先ほどもあったように平成2年から比較すると暴力団構成員の推移については半減だと、この5年間についても微減していると見ます。

一方、過去5年間における検挙状況は、5年間余り変わっていない。構成員が減っていけば検挙の数もどんどん減っていくという感覚を持つのですが、この点は取り締まりをさらに強化しているという結果なのか、この数字から見るとそのように感じるのですが、その点についてはいかがですか。

○大城盛重刑事部長 構成員は減っている状況にありますが、いろいろなあらゆる法令を駆使して、暴力団の取り締まりを強化しているところでございます。その結果だと考えております。

○照屋大河委員 この中に中止命令発出状況というものがありますが、これについて説明をお願いします。

○大城盛重刑事部長 中止命令発出状況について、お答えいたします。

まず初めに、中止命令について御説明いたします。

中止命令とは、指定暴力団の構成員らが暴力団の威力を示して金品や債務免除を要求したり、暴力団への加入を強要した場合などに、暴力団対策法に基づいて発出される行政命令でございます。中止命令を発出することで、既に行われている暴力的要求行為をやめさせる、または今後行われる同じ行為を未然防止することができ、暴力団の資金源獲得活動を封じ、かつ被害者がこれ以上被害に遭わないようにすることができます。

次に、中止命令の発出状況について御説明いたします。県内の指定暴力団に対する中止命令の発出件数は、暴力団対策法施行の平成4年から平成26年9月末までの間に572件を発出しており、年平均では26件の発出となっております。平成25年中は26件発出しており、内訳といたしましては、用心棒料等を要求する行為が14件、54%で最も多く、ほかにみかじめ料要求行為2件、不当債務免除要求行為2件、不当債権取り立て行為1件、不当贈与要求行為1件、脱退妨害行為1件、加入勧誘行為1件、現場助勢行為4件となっております。当県の中止命令の発出件数は、九州において福岡県に次いで多い状況にあります。その理由といたしましては、指定暴力団の構成員が福岡県に次いで多いということでございます。あと、発出対象者が他県に比べて多いこと、また、暴力団の資金源封圧に大きな効果がある中止命令事案について、県警察が強力に取り組んできた結果だと考えております。今後とも、暴力団対策法を積極的に適用し、中止命令を発出するなど暴力団総合対策に努めてまいります。

○照屋大河委員 この図で見ると、福岡県の人口と比較して見てしまうので、今説明を聞いて、指定暴力団が沖縄県にあるがゆえに、例えば大分県の1件とか、鹿児島県の2件とか、佐賀県の3件と比較した場合に非常に多く感じたものですから、特別な事情があるということで、今後、県警察としては市民の安心した生活を守るために、こういう不当な行動を許さないという決意、取り締まりが厳しくなると同時に、手口もインターネットでやってみたりとさまざまに発展、高度化していると聞くのですが、その辺の県警察の決意を最後に伺いたいと思います。

○加藤達也警察本部長 ただいま委員御指摘のとおり、九州の中では福岡県に次いで沖縄県が暴力団の構成員数が多い状況となっております。先ほど刑事部長からも御説明申し上げましたように、ひところよりは半減してはいるのですが、まだまだ多い数であります。平たい言葉で言いますと、基本的

にはこれだけの人数が暴力団として食っていけるということでありまして、これは警察として徹底的に検挙することはもちろんであります、あわせて社会の中で彼らが資金を得る土壌というものを断っていく努力も必要かと思っております。これにつきましては、関係する企業、あるいは自治体等とも連携をいたしまして、暴力団排除活動を進め、暴力団を少しでも沖縄県から減らしていきたいと考えております。

○照屋大河委員 続いては、県政プラザが最近新聞にも大きく取り上げられています。この県政プラザについて伺いたいと思います。決算書の110ページ、(款)総務費(項)総務管理費(目)広報費の支出済額の中に含まれていると思うのですが、この費用に関して、あるいは広報の目的等について説明をいただきたいと思います。

○金城敦広報交流課長 沖縄県では、前に県政プラザをやっていたのですが、近年は予算の減少等がございまして、琉球新報社とタイアップして、このような県政特集というものを出版しております。これで、県政の計画や方針を具体的に解説した新聞紙面広報を行っております。

○照屋大河委員 今、琉球新報社とタイアップしてということだったのですが、予算はどうなっていますか。

○金城敦広報交流課長 おおよその額なのですが、2012年までは100万円ぐらい県で負担しておりました。2013年は、県が記事の内容を提供して、琉球新報社に広告をとっていただいて、2013年—平成25年度に限っては県の負担はゼロでございます。

○照屋大河委員 平成25年度は県負担ゼロ、これは予算も計上されていなかった。あるいは平成24年度は100万円程度だったのか、その点についてももう少し詳しく。

○又吉進知事公室長 県政プラザは、10年以上前に県の予算をもって県政の広報活動の一環としてやっていた事業でございます。しかしながら、さまざまな予算の制約等がございまして、これをむしろメディア、マスコミ側、広告会社が提案するという形で、広告費で新聞に掲載する。その内容については、県が説明するという形でこの数年来しております。したがって、ことしは少し状況が変わったのですが、平成25年度まではそのような形でやっておった。したがって、予算の負担は極めて少なかったということでございます。

○照屋大河委員 ことし、状況が変わった理由につ

いてはいかがですか。

○又吉進知事公室長 御承知のように、県政プラザを平成26年度は3回掲載しております。広報の流れを御説明いたしますと、県の広報は年度末に次年度の広報計画というものを立てます。広報広聴連絡会議というもので各部局を集めまして、次年度のそれぞれの事業について必要な広報の計画を立てるわけでございます。その場合に、広報交流課が持っている広報予算の範囲内で、テレビ番組や県の広報紙といったものの計画を立てますが、さらにその場合、各部局、とりわけ企画部でありますとか商工労働部はそれぞれ広報の予算を持っておりまして、どういふところに重点を当てるかという議論をいたします。その上で広報計画を立てていくわけなのですが、本年度の場合は沖縄21世紀ビジョンの事業がある程度進みまして、そのビジョンに基づく事業の進捗状況でありますとか、今後の計画といったものをしっかりと広報する必要があるかというような議論になりました。

県の中で部門別の戦略会議というものができておりまして、企画部と知事公室は一つの企画部門というような位置づけになりまして、企画部と知事公室が十分調整をいたしまして、企画部が戦略、行政政策立案の立場から進めている沖縄21世紀ビジョンをしっかりと戦略的に広報していこうということが決まったのが今年度初めてでございます。それを踏まえて、ならば県政プラザという名前を復活させた上で3回にわたって広報をしていこうという方針が決められたわけでございます。これが最終的に決まったのは6月ですが、その前の4月、5月と既決の企画部の予算も使いながら、実際に広報は知事公室が担当するという体制でやってきたということでございます。

○照屋大河委員 いろいろ議論があった後、今年度初めにやったということなのですが、選挙前にこういう形をやっているのではないかという話が県民からあるわけです。先ほどからあるような県政プラザ、今回復活した新たな取り組みとなった県政プラザ、沖縄振興は新たなステージへと示されているのですが、これは仲井眞後援会事務所、沖縄21世紀ビジョンを実現する県民の会の資料なのですが、沖縄振興は新たなステージへとという全く同じような見出しで展開されているのです。

もう一度聞きますが、選挙前にこういう税金の使われ方は県民は非常に納得いかないと思うのですが、この件も踏まえて、改めて今回の取り組みにつ

いて伺いたいと思います。

○又吉進知事公室長 まず、結論から申し上げますと、この県政プラザの内容も含めまして、その時期は先ほど申し上げましたようにことし3回、しかも沖縄21世紀ビジョンの進捗を踏まえてやっていく。その時期については、これまで県が行っています広報活動の一環であると考えております。また、委員御指摘の内容の選挙との類似性につきましては、沖縄県は沖縄県が推進する沖縄21世紀ビジョン、さらにこれが新しい年度で、これから推進していくのだということで新たなステージにという用語を使っております。それを県庁外の団体がお使いになるということに対しては、特に私どもは規制をかけておりませんので、そういうこともあろうかと思いますが、いろいろ御意見はいただいております。

先般、海上へり基地建設反対・平和と名護市政民主化を求める協議会の方が広報交流課に見えまして、いろいろそういう御意見も賜りました。また、御承知のように、新聞の論談で非常に批判をされたという情報も知っております。ただ、いずれにいたしましても、県といたしましては、これまで長年培われていた広報活動の範囲を全く逸脱するものではないと考えております。

○照屋大河委員 県庁外の団体に規制をかけていないということですが、この書かれ方は、先ほど私が言った仲井眞知事の後援会の責任なのではないでしょうか。後援会の住所と番号が示されている資料です。県庁外の人に規制はかけていないというのですが、これはまた仲井眞知事はそれぞれの顔を持つのか、その辺についても県民にとっては疑問だと感じます。

それから、この中身ですが、そういう意味では県政プラザを模倣した、利用された資料だと捉えるのですか。先ほどの新たなステージという文言も含めてそれぞれのこまがあるのですが、そういう点も含めてもう一度聞きますが、戦略会議なるものが県庁内であって、時期などを決定していった。これは誰が責任を持つのですか。知事の指示とか、あるいは戦略会議の長とか、そういう意味でこの時期にこのプラザを各部から予算を集めながら新たな取り組みとしてやった責任を明確にさせていただきたいと思えます。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から照屋委員に対し質疑内容の確認があり、所管事務に関する決算事項に留意するよう指示がされた。)

○山内末子委員長 再開いたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 県広報といえますのは、県民の負託を受けた知事を中心とした政策を県民に知らしめる、わかっていただく、理解していただくという大きな目的がございます。なお、知事は政治家としての顔を持っておりませんが、私どもの広報におきましては、行政の広報であるという使命と自覚、さらに一定の抑制を持って常日ごろ行っているわけがございます。御指摘のような事実が仮にあったとしても、県といたしましては、県民の利益に資するような形での広報を心がけているということでございます。

○照屋大河委員 抑制があったかどうかということは、また県議会ですらに検証していかなければいけないだろうし、県民の評価もあると思いますが、今回の時期的な問題も含めて、県知事選挙前の突如な取り組みも含めて、非常に疑問があるということだけは申し上げて終わりたいと思います。

○山内末子委員長 高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 台風19号は全国を縦断して大きな被害をもたらしたようであります。本県においても、けさの沖縄タイムスの報道を見ると、農林水産被害も含めて多額に上っているし、県民生活に与えた影響は大きいのではないかと考えております。被災された皆さんには、心からお見舞いを申し上げます。

県民生活への影響という意味では、避難勧告は新聞報道で21万人とありました。防災危機管理という意味で、知事公室長、今回の台風19号が県民生活へ与えた影響等々について、どのように把握しておりますか。

○池田竹州防災危機管理課長 まず、台風19号の被害状況を御説明します。人的被害が26名、うち重症者が3名になっております。また、住家被害は半壊が1棟、一部損壊が4棟、そして床上浸水が1棟、床下浸水が4棟になっております。非住家の被害としましては、全壊が1棟、そして一部損壊が2棟、土砂崩れは全部で12件報告がございます。避難勧告は、委員からありましたが、最大6市町村で9万世帯余り、20万9814名に出されておりました。現在も、那覇市において3世帯7名の非難勧告が継続と聞いております。

避難者数につきましては、最大33市町村で752名、現在はゼロとなっております。台風は、暴風警報が発令されたのが約44時間、そして、実際に暴風域に入ったのが約35時間ということで、その間、停電等も相当発生しておりますし、飛行機の停止などもご

ざいまして、非常に大きな影響を与えたものと考えております。

○高嶺善伸委員 観光立県で台風常襲地帯でもありますし、県経済に与える影響も大きいですので、検証して災害に備えるように要望して、質疑に入りたいと思います。

まず、知事公室ですが、与那国島への自衛隊配備計画です。昨年の第7回県議会の代表質問において、私は地元の理解が十分ではない、強行配備は地元を混乱させているのではないかと質問いたしました。答弁は、配備に当たっては政府において今後とも地元の理解と協力を得るよう最大限の努力をすべきであると考えているという答弁でございました。今、この配備計画の内容と進捗状況はどうなっていますか。

○又吉進知事公室長 県の把握しているところによりますと、昨年6月、与那国町議会において、町有地の土地賃貸借契約が承認され、また、3月末までに、与那国町と沖縄防衛局との間で町有地に賃貸借契約と損失補償契約が締結されております。4月19日には、小野寺防衛大臣が来県されまして、この与那国島の沿岸監視部隊配置に伴う造成工事の起工式が行われております。

防衛省におきましては、平成27年度末の部隊の設置等に向けて、沿岸監視装置の取得並びに駐屯地建設に必要な各種施設の設計及び敷地維持の造成工事等が実施されていると聞いております。与那国町長とは、私も何度か断続的にお話をしてお考えを伺っております。引き続き、県といたしましては町のお考えも聞きながら、進捗については注視してまいりたいと考えております。

○高嶺善伸委員 地元の理解という場合の地元とは何を指すかということもありますが、町長とはお話しされているようです。住民はまだ根強く不安に思っていて、理解と協力が得られているような状況ではないと思っているのですが、県の認識はどうですか。

○又吉進知事公室長 町議会で、町道の廃止案でありますとか給水設備に係る補正予算案が否決されていることは報道等で承知しております。ただ、この決定自体が地元にもどのような影響を与えるのか情報収集を行っております。基本は今、委員がおっしゃったように地元で理解と協力を得るよう、最大限の説明を政府がなすべきだと思っております。引き続き、町との連絡をとってまいりたいということでございます。

○高嶺善伸委員 平成25年度にも町主催の説明会があったようですが、県もそのときは説明会に出ておられるのですか。

○又吉進知事公室長 県は参加しておりません。

○高嶺善伸委員 それで、県がどうかかわり合うかについては非常に難しいところがある気はしますが、知事公室には、自衛隊基地関係の情報を収集し、県民といろいろな協議をするための担当もちゃんと置かれていますし、その辺からお聞きしておきたいと思います。今、一番の不安は、反対の意向があってもそのまま強行するののかということにあって、県議会は、いや、ノーだと、まず先に理解と協力を求めるべきだということで議決になったと思うのです。そういう意味では、まだ十分地元との理解が得られていないということになって、町道の廃止とか給水施設の配備ができなくなれば計画自体前に進まないわけです。そういうことで、県は、この件に対してどのようにかわり合うのですか。

○又吉進知事公室長 再三申し上げておりますが、やはり町の意向といったもの、私も町長といろいろお話をしていますが、委員がおっしゃるように説明が完全に尽くされているかということに関しましては、町長自身もまだまだ説明が必要だとおっしゃっております。したがって、これは町の意向も受けて、側面から住民の不安を取り除くような説明をするように、これは県からも国に働きかけたいと思っております。

○高嶺善伸委員 先日、公共交通ネットワーク特別委員会で与那国町に行ったときに、久部良の背後に設置される予定のレーダーの予定地を見たのですが、集落から180メートルと本当に近いところにある。この前の県議会でも私は質問を申し上げましたが、総務省の電波法の第30条で安全は担保されているというような答弁でしたが、与那国町の住民は、公開質問状や説明会を開いてもらいたいという再三の要望があるのですが、沖縄防衛局は、この前の10月1日の記者との懇談会で、その予定はないと冷たいのです。

そこで、やはり県民生活、県民を守るということでは、こういう不安に思っている住民の皆さんに、皆さんが担保できる安全性についてもきちんと説明をし、補完して、同席しながら住民の悩みとか要望、不安を聞くことも大事ではないかと思っております。特に皆さんが言っていた電波法の第30条は、発熱症状、急性症状の場合を想定した基準であって、今、住民は慢性症状、発熱を伴わない電磁波の影響

について非常に懸念しているわけです。だから、説明会は電波法第30条だけではなく、慢性症状に対する不安をどう払拭するかということが大事なのです。その辺について、電波法第30条は私は限定的だと思うのだが、今、日本弁護士連合会なども予防原則の適用であるとか世界的に慢性症状に対する新たな基準を設けるべきだという動きになっているのです。日本だけがこれをやっていない。その辺について、県の認識はどうですか。

○又吉進知事公室長 今、委員が御指摘になった電波法第30条に健康との関連がいろいろ記載されております。また、それはそれとして、有権解釈というか、説明責任は政府にあると思っておりますが、いろいろな電波源、レーダーに限らず、携帯電話の基地局でありますとか、そういうものに対する健康への懸念がいろいろなところで指摘されている。

いずれにしても、政府は一つ一つの住民の不安に対してきちんと納得がいくまで説明をする必要がある。その努力が現時点で十分かということ、まだまだ努力をしていただく必要があるだろうということで、県といたしましては十分な説明をするように今後求めてまいります。

○高嶺善伸委員 昨年から予算が執行されて、この前、現場も見たら、造成工事に入っているのです。その配備計画地にある町道の廃止ができなくなったらどうなるかとか、あるいはあそこへの簡易水道の布設ができなくなったらどうなるかとか、いろいろな課題を町も抱え、また国も抱えていると思うのです。一方では、こういうレーダーに対する不安をどう払拭するかという理解を求めるための努力も必要ですが、先ほど知事公室長がおっしゃっているように、国にも働きかけてぜひ説明会を丁寧に行って、議会も執行部も、地方自治体がこの問題にどう向き合うかということをやっていくことが離島振興であるとか、あるいはまた県民生活を守るという意味で大事ではないかと思っております。予算執行との兼ね合いがありますので、ぜひ早いうちに町や国と連携をとって説明会を開催できるように取り組んでくれませんか。

○又吉進知事公室長 どういう形になるか、私どもから形式まで求めることはありません。しかしながら、早い時期に委員の御指摘のように政府から住民に対して説明を行うということは県としても申し入れてまいりたいと思っております。

○高嶺善伸委員 日本の電磁波の健康に対する基準値が世界的にいかに緩過ぎるかということをいろいろ

ろな文献を見ると感じました。それは1990年という古い年代につくられた日本の基準値ですので、ぜひ最近の動向を見ながら県も対応していくべきだと思うのだが、電波法による電磁波の健康障害、不安については、県はどこが担当部署になるのですか。

○又吉進知事公室長 直接それが健康被害等につながるということであれば、環境部で所管することになるかと思えます。ただ、電波源が産業部門なのか、あるいは基地から発生しているのかといった形で、その状況についてはいろいろ起こり得る事態に応じて対応いたしますが、基本的に環境の問題になるのではないかと考えております。

○高嶺善伸委員 それでは、公安委員会に質疑させていただきます。

警察の管理活動費、いろいろと関連してくると思うのですが、離島における運転免許更新の出張実施については、以前は大変不便をかこっておりましたが、今は月2回ぐらいで臨機応変に回数をふやしたりして、かなり改善されているという報告を聞いて大変心強く思っております。

ただ、免許更新の施設、安全運転学校、なぜ警察署を改築するときこれまでやらなかったかという意見があるのです。宮古、八重山は安全運転学校が取り残されております。先日、私も免許更新で行ったら、例えば八重山の安全運転学校は車もとめられない、駐車場が狭いのです。講習を受ける2階はプレハブづくりで、バリアフリーも全く配慮されていない。これでは警察行政としてどうかという気がしました。そこで、安全運転学校に関する老朽化とか狭隘化に対する認識、バリアフリーを今後どうするつもりなのか、その辺について協議をしないのか、お聞かせください。

○幡谷賢治警務部長 安全運転学校の八重山分校につきましては、昭和55年7月に建設されたものでありまして、築約34年が経過した施設であります。現在、同校を含めまして県有の警察施設で築30年を経過している施設が90施設ございます。警察施設の関係ですが、建てかえにつきましては築30年以上の施設で老朽化ですとか狭隘化、その他の諸事情を総合的に勘案して建てかえの整備を行っているところであります。同校につきましても、老朽化ですとか狭隘化、移転先など、その他の事情を総合的に勘案して検討してまいりたいと考えているところでございます。

○高嶺善伸委員 ちなみに、国庫補助があるのであれば、それにあわせていろいろな対応もしないとい

けないですが、こういう施設の場合の財源はどうなりますか。

○幡谷賢治警務部長 運転免許関係の施設ですが、警察法第37条第3項、警察法施行令第3条による国庫補助の対象施設には該当しないということで全額県費の負担となるものであります。

○高嶺善伸委員 そうすると、34年経過して老朽化しているにもかかわらず、財源の手当てのめどがつかないので、なかなか建てかえの計画が進まないということなのですか。

○幡谷賢治警務部長 先ほど申し上げたとおり、30年以上の施設が90ありますし、35年以上経過した施設も21施設あるということで、それぞれの施設につきまして老朽化のぐあいですとか、狭隘化のぐあいですとか、いろいろな事情を勘案した上で検討してまいるところでございます。

○高嶺善伸委員 こちらには総務部長もいらっしゃるので、こういう財政需要もあります、離島の安全運転学校も県民の安全を守るために必要な施設でありますので、財源となると財政側の顔を見ながらということになります、検討していったほうがいいと思います。というのは、今、石垣空港ができたことによって旧空港跡地利用が協議されていますので、そこは広々とした敷地の確保ができるのです。そういうことで、警察本部長、これは最終的に聞きしておきましょう。空港跡地利用、そこに県民の利便性を確保した安全運転学校をつくっていく、そして財政当局とも相談して財源を確保していくという取り組みを始められたらどうですか。

○加藤達也警察本部長 八重山分校の建てかえの話につきましては、今、警務部長からも御説明申し上げましたとおりでありまして、老朽化した施設もほかにもたくさんございまして、その中でどう進めていくかということを経営的に検討していかねばならないと思っております。この分校を建てかえる際に、今御指摘のありました旧石垣空港跡地の利用ということですが、移転建てかえの際には、その案も含めて利用者の利便性も考慮しながら移転先等を検討してまいりたいと考えております。

○高嶺善伸委員 せっかくですので、小橋川総務部長、今の質疑と答弁を聞いて一言お願いします。

○小橋川健二総務部長 90あるという話を私は今初めてお聞きしましたが、限られた予算でございますので、当然優先順位をつけながら警察本部の中で検討されていくものだと思います。私どもは、まとまったお話があれば、当然安全安心、あるいは離島住民

の利便性の確保といった観点から適切に対応していきたいと思っております。

○高嶺善伸委員 よろしくお願ひします。

次に海難防止ですが、観光立県で事件・事故に遭うと嫌な思い出になる。ところが、マスコミ報道では、今、非常に事件・事故が多いようですが、マリンスポーツやレジャー等の事故の状況、対策についてお聞かせください。

○親川啓和生活安全部長 平成26年9月末現在、水難事故は51件発生、前年同期比プラス4件、25名、前年同期比プラス3名の方が亡くなっております。そのうち、観光客の事故につきましては23件発生、前年同期比でプラス3件です。10名の方が亡くなっております。これも前年同期比でプラス1名となっております。観光客の事故につきましては、シュノーケリング中の事故が11件、これも前年同期比プラス5件と最も多く、7名の方が亡くなっております。これも死亡がプラス3名です。次に多いのが遊泳中の事故で6件、前年同期比プラス2件発生し、3名の方が亡くなっております。遊泳中の事故につきましては、前年と比較してプラス・マイナス・ゼロであります。事故原因につきましては、シュノーケリング中の事故については機材のふなれが原因と思われる事故、遊泳中の事故では流されたり深みにはまったりしたことが原因で溺れる事故などが挙げられます。

次に、マリトレジャー業者等に対する対応につきましては、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定に照らし、事業届け出時や立ち入りの際にガイドダイバーや水難救助員の配置、潜水具の点検などについて指導を実施しており、飲酒している客や体調不良の客についても潜水や遊泳をさせないよう指導しております。また、マリトレジャー業者等のうち、安全対策が公安委員会規則で定められる基準に適合している業者等につきましては、公安委員会が1年を超えない範囲で期間を定めて安全対策優良海域レジャー提供業者として指定しております。指定状況につきましては、1787業者中129業者が指定されており、内訳につきましては海水浴場が63業者中7業者、プレジャーボート提供業が787業者中48業者、潜水業が928業者中74業者指定されております。観光客に対する事故防止対策につきましては、水難事故防止ポスターや標語を空港、ホテル、観光地等へ掲示しているほか、海上保安庁等の関係機関と連携して、空港や離島桟橋等におけるチラシの配布、海浜経路による海水浴場で

の呼びかけなどを行っております。

○高嶺善伸委員 県内で海域レジャー業者が1787業者もいて、その安全管理の指導の窓口になりますので、ただ、優良標示を受けたのは129業者しかないというのは、わずか1割に満たないですね。これは事故の再発防止をするためには、条例の趣旨を啓蒙して対象となる交付件数をふやして連携していくことが必要ではないですか、今後の取り組みをお聞かせください。

○親川啓和生活安全部長 安全対策優良海域レジャー提供業者につきましては、業者からの要請に基づいて立ち入りをして確認して指定しております。委員おっしゃるように、今後、1787業者にも呼びかけてしっかり対策をやった上で優良事業者としての指定の要請を県警察に行うよう指導してまいりたいと考えております。

○山内末子委員長 休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時32分再開

○山内末子委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 まず、知事公室長、歳入歳出決算説明資料の2ページ、広報費です。県の新聞を使った広報は、どういう種類がありますか。

○金城敦広報交流課長 新聞紙面を使った広報につきましては、県政プラザと県民サロンがございます。

○玉城義和委員 2種類の違いといいますか、何を目的にしているかということです。

○金城敦広報交流課長 県政プラザは、県の主要施策やプロジェクト等に関して、県の計画や方針等を具体的に解説し、時には問題提起をして、県民の理解と協力等を得るための広報となっております。また、これに対して県民サロンは、県が実施する行事や職員採用等の募集、俗に言う告知、お知らせが主体となっている広報となっております。

○玉城義和委員 県政プラザについては、この5年以内で言うと、どういうことが出ているのでしょうか。どういう中身で広報していますか。

○金城敦広報交流課長 県政を特集する新聞広報は、先ほど御説明申し上げた琉球新報社とタイアップした県政特集というもので実施しております、県政プラザは実施しておりません。

○玉城義和委員 県政プラザについては、この5年間で一遍も出してないということですか。

○金城敦広報交流課長 はい、そのとおりでございます。

ます。

○玉城義和委員 先ほども照屋大河委員からありましたが、この数年間、5年間、6年間出していないということのようですが、今回、平成26年度は出て、選挙前でもあって県民からは非常にいろいろな声が上がっているわけです。これまで出さなかった、去年も出していないということに鑑みて、特に今回出した理由は何ですか。

○又吉進知事公室長 そもその話から少しさせていただきますと、県広報というのは年次計画をつくりまして、各部局、そして広報交流課が主体となっていくものがございます。県政プラザについては、これまで新聞社の企画、県政特集ということで書いていたわけですが、平成26年度は年度当初に部門別の戦略会議というのがございまして、企画部と知事公室が主になりまして、沖縄21世紀ビジョンの3年目であって、さまざまな沖縄振興一括交付金の事業が開始されている。さらに、基地負担軽減につきましても、基地負担軽減の推進会議が開催されるなど動きがあったという背景を踏まえまして、今年度は戦略的な広報を推進していく必要があるということで、年度当初から既決予算の範囲、部局が持っている広報の予算等も活用して、それを集約する形で3回に分けて広報してまいろうという形で、今年度しばらく中断していた県政プラザを復活させたということでございます。

○玉城義和委員 先ほどの答弁で決算特別委員会だからということもありましたので、これ以上深入りはしませんが、先ほども我々は知事公室長に抗議をしてきたわけでありまして。いずれにしても、この時局柄、県知事選挙を前にしているわけであって、仲井眞さんのパンフレットを見ても同じ写真が使われているし、要するに、沖縄振興予算のV字回復などという同じグラフで同じ文字が使われているので、私どもとしては極めて不適切、極めて政治的だと考えますし、県民からもそういう指摘がたくさん相次いでおります。公費を使ってこの時期に、まるで選挙に資するようなことを県がなさるということについて、私は極めて不適切であり、慎むべきことであると考えております。そこだけを指摘しておきたいと思っております。中身に入ることは控えなさいということでもありますので、これ以上中身には入りませんが、極めて不適切で、選挙を目前にして、明らかに特定候補の政策を並べたという感はずえませんので、そこだけ指摘して次に移りたいと思っております。

総務部ですが、歳入歳出決算説明資料の14ページ

です。所有者不明土地管理特別会計というものがございまして、それについて説明をしていただきたいと思っております。

○照屋敦管財課長 所有者不明土地の件ですが、所有者不明土地とは、終戦後、米軍が沖縄戦によって焼失した公図や公簿の再生を図るため、土地所有認定作業を行いまして、その作業の中で何らかの事情によって所有権申請のされなかった土地、土地証明書が受領されなかった土地または所有者が判明しなかった土地がありまして、それを県と市町村で管理しております。市町村は墓地とか神社、霊地、聖地、それ以外については県が管理しております。

○玉城義和委員 所有者不明土地の数は、わかるのですか。

○照屋敦管財課長 平成26年3月末現在の所有者不明の土地は、県管理の土地が1459筆、約72万4000平米、市町村管理の土地が1185筆、約8万1000平米、合計で2644筆、約80万5000平米となっております。

○玉城義和委員 ヘクタールに直すと幾らになるのですか。

○照屋敦管財課長 80ヘクタールです。

○玉城義和委員 2644筆というのは、必ずしもそのまま人数にはならない、所有者にはならないわけですね。

○照屋敦管財課長 共有とかいろいろありますので、筆数で管理をしているところです。

○玉城義和委員 これまで所有者が判明したというのは、どういうことになっておりますか。

○照屋敦管財課長 これまで県では373筆、16万8000平米ほど、市町村管理では388筆、面積で言いますと3万7000平米ほど、トータルしますと761筆、20万600平米ほど返還してきております。

○玉城義和委員 所有者で言うとは何人ですか。

○照屋敦管財課長 筆数で管理しておりまして、所有者の人数は今把握しておりません。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、玉城委員から判明した所有者人数を答弁するよう指摘がされた。)

○山内末子委員長 再開いたします。

照屋敦管財課長。

○照屋敦管財課長 返還の実績については、相続とか裁判だとか、いろいろありまして、そういう人たちに今まで見つかって返還をしてきたということでございます。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、玉城委員から判明した地主の人

数を答弁するよう指摘がされた。)

○山内末子委員長 再開いたします。

照屋敦管財課長。

○照屋敦管財課長 今現在、手元に資料がありません。集計などはまだしていません。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、玉城委員から土地にまつわる地主の数を答弁するよう指摘がされた。)

○山内末子委員長 再開いたします。

照屋敦管財課長。

○照屋敦管財課長 先ほどのように、死亡したとか相続とか、もろもろありまして、相続の人数は把握していませんが、土地の筆数でカウントしてまして、これが先ほど説明したように今まで累計で373筆返還してきたということです。

○玉城義和委員 非常に複雑ですね。今の法律で言えば、特別措置法とか民法という話になるかもしれませんが、既存の法律で対応できるのですか。

○照屋敦管財課長 県では、平成22年に有識者を集めて沖縄県所有者不明土地検討委員会で問題点を議論していただきました。その中で今、委員のおっしゃったように、幾つかの点で既存の民法の適用とか沖縄の復帰に伴う復帰特別措置に関する法律の改正などによって問題が解決できないかという検討をしてきましたが、結果的には今の制度では無理とか極めて困難ということで、この委員会の中では新たな法律をつくって解決するのが望ましいということで結論が出ております。

○玉城義和委員 予算も相当かかっているわけですから、いつまでも同じことで引っ張っていくというのも余り知恵のない話なので、特別立法というのは可能性としてはあるのですか。

○小橋川健二総務部長 これは沖縄の復帰に伴う復帰特別措置に関する法律も改正をさせて、わざわざ附則で打ってもらったという経緯もございます。それから、必要な措置をとるといふ文言についても、国との間では特別立法を指すというような共通の理解ができていると思います。

あとはスケジュール感ですが、国は測量等を入れて全筆調査して、なおかつ所有者の探索をする。この後に特別立法の検討をするというような話でしたが、先ほど申しましたように、もう70年になんなんとする、もうすぐ80年を迎えるかもしれません。そうしますと、ますます探索も困難になりますし、これが無主物ということで国庫に帰属するという事態にならないように、我々は調査を並行しながら、こ

ういう特別立法のあり方も検討すべしということで、この間申し入れをしまして。ここは一定程度理解が得られていると思っていますし、平成26年度までは調査費が約1億円の計上でしたが、平成27年度の概算要求ではほぼ2倍の2億円ということで、調査を加速させていこうという共通認識に立っております。そのほかに国、県、市町村でいろいろ課題を洗い出して共通認識を持とうというような協議会も既にもう昨年から立ち上げて始まっておりますので、これは認識としては特別立法は間違いないと思いますし、スケジュール管理を早目早目に私たちもこれが進むように、ぜひ働きかけ、促しをしていきたいと思っています。

○玉城義和委員 私は素人でよくわからないのですが、民法などで飛行機事故だとか海難事故で何年たったら死亡が確定するとか、あるいは拾得物だとか土地の放棄地というもの期限がありますね。何十年たっても放置されてそのままあられてこないというものは、そういうものの適用は難しいのですか。

○照屋敦管財課長 先ほど説明しました平成22年度の所有者不明土地検討委員会の中で、今、委員のおっしゃったように、無主物の国庫帰属制度というのがございます。これは民法第239条ですが、これにつきましては今、所有者不明の土地というのは、所有者は存在するが、その所有者が誰かわからない。それをもって無主物として扱って国に帰属するのは、有識者の中では、これは違うでしょうという結論が出ています。

また、先ほどおっしゃいました不在者財産管理制度の一相続人の不在者財産管理制度につきましても、対象者の氏名だとか誰かというのが既にわかっているということが前提になった制度でありますので、これも適用ができないだろう。もう一つの失踪宣告制度についても、どなたが死亡したかというのも氏名とかそういうものが全部特定されている。今回の所有者不明のものは、誰かわからないということですから、それは性格が違うということで既存の民法とか、そういうものは対応できない。それで特別立法の結論が出たということでございます。

○玉城義和委員 そうであれば、これは特別立法しかないということになると、立法を急ぐしかないわけです。見通しはどうかですか。

○小橋川健二総務部長 先ほども申しあげましたように、当初5年間で全部やるという話でありましたが、それでは遅いというので、加速してくれという

ことを常々申し上げてまいりました。結論として、平成27年度の概算要求も2倍の要求をしていただいているということからしますと、これは当初よりはかなり加速をして進むのではないかと考えております。そのための働きかけも私たちはこれからやってまいります。

○玉城義和委員 いつごろまでという大体のめどというのはわかるのですか。

○小橋川健二総務部長 これは簡単にめどというところまでは、まだ熟度は来ていないと思います。

○玉城義和委員 わかりました。なるべく早くひとつやっていたきたい。

先ほども翁長委員のところでも出ましたが、歳入歳出決算説明資料10ページの公債費です。県債残高は幾らなのですか。

○渡嘉敷道夫財政課長 平成25年度末の県債残高は6666億円でございます。

○玉城義和委員 これの利払いというか、年間にかかっている費用は幾らですか。

○渡嘉敷道夫財政課長 平成25年度の利子の支出済額でございますが、85億7600万円でございます。

○玉城義和委員 1日割りにすると幾らぐらいになりますか。

○渡嘉敷道夫財政課長 1日当たり約2350万円でございます。

○玉城義和委員 1日当たり2350万円出ていく、日にちで割っていくとわかるが、なかなか大変な金額です。さっき残高が出ておりましたが、先ほども翁長委員から出ていましたが、将来的にこういうものをずっとやっていくと、県財政というのはどういう形になっていくのですか。

○小橋川健二総務部長 まず、県債をどうして発行するかということですが、県債の役割は2つあるとっております。一つは大量に資金を必要とする場合、ですから、今、毎年700億円ぐらい発行しているという形になっています。その利払いが800億円ぐらいは元利で返しているということです。もう一つの機能は、世代間の公平を図る。要するに、公共施設は30年、あるいは50年と耐用がありますので、30年後、50年後の県民が利用するということです。これを繰り延べることによって30年、50年後の県民が税金という形で負担するというような効用もあります。ですから、一概に起債が多いからだめだとはならないだろうと思います。

ただ、あとは財政の中で県債残高、あるいは公債費がどのぐらい占めているかというバロメーターが

非常に大事だと思っていて、例えば公債費比率で言いますと、実質公債費比率が今12%ほどですが、全国平均よりもかなり低い。多分全国でも一番下です。それから、健全化比率という指標もございしますが、これも25%超が健全化計画をつくるべしということですが、我々はそこままだ行っておりません。それから、残高については、ほぼ予算額と同じぐらいの残額になりますが、実はこれの半分は臨時財政対策債という後年度交付税で措置される、言うなればこれは交付税の振りかえ分ですので、実質で言いますと3300億円ぐらい、これが多分普通の一臨時財政対策債を除いた県債だと思っております。ですから、先ほど1日当たり2350万円の利払いということがございましたが、実質交付税の補填分がございしますので、これの半分ぐらい、約1200万円程度が正味のところだろうと思っております。

○玉城義和委員 次に、知事公室長、先ほども出ましたが、普天間飛行場の5年以内の閉鎖問題について、本会議で私も申し上げましたが、やはり沖縄の現地の四軍調整官とか、太平洋軍司令官とか、要するにアメリカの実務をやっている現場の人たちからすれば、ほとんど否定的な意見ですね。そういう意味では、日本政府が約束したという話ですが、これは政府として正式に決定をしてアメリカと交渉するという考え方でいいのでしょうか。

○又吉進知事公室長 決定のプロセスということはあるかと思えます。ただ、基地負担の軽減、全ての基地の整理縮小といったものは、日米間では2プラス2でありますとか日米合同委員会といったものが前提になろうかと思えます。現状は2プラス2に関して、あるいは日米合同委員会合意がそこまで行っていない。ただ、先ほど答弁いたしましたように、日本側から外来機の部分については提起されておりますし、また日米首脳会談において仲井眞知事が要望する沖縄の基地負担軽減について、安倍総理からオバマ大統領に配慮を要請したということでございますので、その方向で進んでいくものと考えております。

○玉城義和委員 私が聞こうとしたことを先回りして言ったわけですが、私は5年以内の閉鎖ができれば、みんなが望んでいることだし、大変結構なことだと思うのです。そのためには、正式機関である2プラス2とか、あるいは日米合同委員会にのったことであれば、私はそれで一つの方向が見えてきたと思うのです。だから、かつて仲井眞知事が3年以内の閉鎖、開店休業だというような言い方もし

ていますが、それもだめになったし、稲嶺前知事のときの15年問題も、沖縄のあれに答える云々で政府はかなりいい答弁をしたのです。これも結局空手形だったのです。そういう意味で、米国が協議会に入っていない話は、県民はみんな経験でわかっているのです、それは恐らく無理だろうとみんな思っているわけです。だから、そういう意味で担保というのは米国なのです。米国が2プラス2か、あるいは日米合同委員会で議題に上がるということがない限り、私どもは、これはとても実際問題として前に進むとは考えていないのです。その辺は沖縄県としてはどうなのですか。

○又吉進知事公室長 今の委員の御指摘は、沖縄の基地問題の本質を言いあらわしていると思います。我々沖縄県が基地問題に対応するに当たって、実際にその基地を整理縮小する方向性、あるいは権限といったものを取り決めていくのは日米両政府、政府間の交渉であるわけでごさいます、そこに地方自治体が参加する形には制度的にはなっておりません。委員も、そのあたりを御指摘だと思っております。

しかしながら、これまで営々とした沖縄の基地負担軽減の歴史の中で、その都度その都度沖縄県は段階的、あるいは現実的な対応を政府に求め、それを実現させてきた部分もごさいます。今、普天間飛行場という大変大きな問題につきましても、相当高度な政治判断が必要であるというのは当然でごさいます、これに向けて総理大臣はやれることは全てやるというようなお話も引き出したところでごさいますので、近々また負担軽減の推進会議が開催される見通しでごさいます、その場でもしっかり申し上げていきたいと思っております。

○玉城義和委員 やれることは全てやるというのは、やれないことはやらないということと同じことで、那覇軍港の返還だって、1974年に決定してそれこそ何十年もたっているわけです。だから、県内移設というのはそれほど難しいということなので、特にこの5年問題はもう4年しか残っていないわけです。その間で本当に普天間飛行場が閉鎖、撤去できるかということについては、恐らく県民はみんな強い疑問を持っているわけで、アメリカがそれについて何らの意思表示をしていない。特に現場が逆に非常に厳しい意思表示をしている。そういうところにおいて、それができるということは私は非常に難しいと感じますし、何となく政局絡みの政治絡みのところがあって言っているという感じを拭えないわけです。

私はいつも同じことを言っているわけですが、5年以内にできれば、本当に辺野古埋め立ては必要ないということになるわけです。5年やって、5年間の空白で沖縄の海兵隊が済むのであれば、それはもう辺野古埋め立ては必要ないし、そういう意味で言えば、知事の5年以内の撤去というロジックと辺野古埋め立てを認めたというロジックは基本的に相矛盾する事柄なのです。そこはどう考えますか。

○又吉進知事公室長 これまで何度も答弁をさせていただきましたが、まず、埋立承認の問題につきましては、法にのっとって審査をした上で環境への配慮も含め、行政機関として承認をしたということでごさいます。その一方で、これを承認した上で、かつ普天間飛行場の危険性を放置できないという行政需要につきましては、政府に対して5年以内の運用停止という形を求めて進めていく、今そういう形になっているわけでごさいます。

○玉城義和委員 一方では辺野古埋め立てを進めて、一方では5年以内に閉鎖しなさいというのは、どう考えても理屈的には合わないということであります。

それでは、次に公安委員会です。運転免許費というのが3ページにあります。それについて少し説明してください。

○當山達也交通部長 運転免許の予算としましては、予算総額が6億9086万7000円、支出済額が6億7100万7839円でごさいます。

○玉城義和委員 中身、この使われ方、各交通安全協会、免許切りかえなどをするとところでは、どのように使われていますか。

○當山達也交通部長 予算の主な事業費といたしましては、運転免許事業費と運転免許証のIC化整備事業費となっております。

○玉城義和委員 講師の費用などもここに入っているわけですか。できれば単価も含めて、どういう雇用形態なのかも含めて教えてください。

○當山達也交通部長 部外には委託業務といたしまして、運転免許関係の事務委託と運転免許講習関係の委託がごさいます。これらの業務委託先といたしましては、沖縄県交通安全協会連合会、沖縄県指定自動車学校協会、指定自動車教習所等々に対して行っております。それぞれが行っております委託業務の内容でごさいます、県交通安全協会連合会では、更新時講習、処分者講習、違反者講習と運転免許事務などを行っております。自動車学校協会におきましては、指定自動車教習所の職員講習、取得時

の講習、原付講習などを行っております。指定自動車教習所では、仮免許関係の事務と高齢者講習などを行っております。その中で更新時講習の単価を申し上げますと、優良運転者の1人当たり単価としまして270円、一般講習で457円、違反者講習で746円、初回講習で746円となっております。

○玉城義和委員 要するに、一般講習が安いというのは人数が多いということを前提にしているのですか、講義の内容が違うのですか。

○當山達也交通部長 講習の内容について御説明をさせていただきたいと思いますが、まず優良運転者の講習は過去5年間無事故無違反の方が受講します。これは時間としまして30分です。一般運転者講習は、過去5年間に軽微な違反が1回のみの方が受講します。これは1時間となっております。違反運転者の講習が過去5年間軽微な違反を2回以上の方が受講します。これが2時間、そして初回講習者講習も2時間、高齢者の講習が3時間等々ということでございます。

○玉城義和委員 県が委託をしている講師は全県で何人いらっしゃるのですか。

○當山達也交通部長 講師の人数は24人となっております。

○玉城義和委員 あと、刑事犯件数なども聞きたかったのですが、時間がありませんので、これで終わります。

○山内末子委員長 吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 まず、主要施策の成果に関する報告書の2ページの成果をもう少し具体的に説明できますか。地域安全政策課の仕事の内容です。

○池田克紀参事兼地域安全政策課長 主要施策の成果に関する報告書の2ページの地域安全政策費の中には3つの事業がございます。まず1番目が有識者ネットワークを構築するというところでございますが、この有識者ネットワークを活用しまして、万国津梁フォーラムをやってございます。昨年度は2回行いました。今年度は1回行っているのですが、このフォーラムでは、海外の有識者、中国、台湾、あとアメリカの有識者の方々に来ていただきまして、いろいろな議論をしていただくのですが、この模様は一般にも公開をしておりますし、ホームページにも公表しております。それから、毎年度報告書をつくってございまして、この報告書の中にも記載をいたしております。あと、総合的危機管理に関する調査も行っているのですが、その内容につきましても、この報告書の中に掲載してございまして、県民の安心

感調査でありますとか、メディア関係の調査といったことも掲載してございまして、こういったことをもとに今年度の万国津梁フォーラムでは総合的安全保障というテーマでフォーラムを開催しているところでございます。

○吉田勝廣委員 海外の情報はどこで求めているのですか。例えばアメリカの議会の動きだとか、中国の動きだとか、ロシアの動きはどこで分析しているのですか。

○池田克紀参事兼地域安全政策課長 海外の情報は、インターネット、それからフォーラムを通じまして日常的に意見交換ができるような先生方もできてございますので、職員が行きましたら、先生方は沖縄ではないのですが、東京にいらっしゃる場合もございまして、そのときに東京で情報交換をしたり、そういったことでネットワークはつないでおります。

○吉田勝廣委員 そうすると、例えばアメリカの国防報告であるとか、議会での軍事委員会の報告等いろいろありますね。海兵隊の総司令官がしゃべるとか、こういうものは入手しているのですか。

○池田克紀参事兼地域安全政策課長 インターネット等で公表されている部分につきましては、地域安全政策課の研究員、それから基地対策課に通訳等の嘱託職員もおりますので、そういったところで公表されている部分については入手して、それからワシントンには情報収集のために委託をしている業者もございまして、そういったところから現地の情報等も入手はできてございます。

○吉田勝廣委員 沖縄タイムス、琉球新報も、例えば本土紙も外電で伝えていきますね。そうすると、例えば沖縄の海兵隊がどういう動きをしているのか、ほかの太平洋軍との関係とか、それから東アジアでどういう訓練をしているのか、そこも情報はありますか。

○池田克紀参事兼地域安全政策課長 公表されている部分については、ある程度わかるところもありますが、軍の動きでございまして、なかなか表に出ない部分もあるようで、あくまでもインターネットや新聞なりで公表されている部分だけの情報ではありますが、その都度収集はしております。

○吉田勝廣委員 沖縄の海兵隊の最近の動きは大体どういう情報を持っていますか。

○池田克紀参事兼地域安全政策課長 最近の動きといいましても、通常フィリピンでありますとかタイでありますとか、そういったところで毎年やっ

る訓練がございますので、そういったものに訓練で行っているというような情報はございます。

○吉田勝廣委員 その内容について持っていたら話してくれますか。

○池田克紀参事兼地域安全政策課長 細かいところまでは今手元には持ってございませんが、最近、米軍もフェイスブックなどである程度の情報は出されている部分がございますので、そういったところから今情報は入手しているところでございます。

○又吉進知事公室長 ホームページとか、委員御承知のQDRというのができてきたりとか、そういったものは全て入手をいたしまして、研究員が分析をするということでございます。それが断片的というのですか、今手元にあるのは最近の情報ですが、米比上陸作戦訓練をフィリピンで開催という形で、これは沖縄の第3海兵師団、在沖海兵隊の人数が海兵兵士の約3500人、フィリピン軍が1200人ということで、9月29日から10月10日にかけて、訓練目的は米海軍、米海兵隊とフィリピン軍との相互運用能力の向上、フィリピン軍の上陸能力の強化ということで、訓練内容といたしましては、指揮所訓練、実動訓練、実弾射撃訓練、あと人道支援並びに民間人支援訓練をやるといった情報が適宜入ってまいります。

○吉田勝廣委員 僕もそれは情報をもっているもので、もう一つ、例えば沖縄近海を艦船、揚陸艦であるとか空母とか、そういう情報はありますか。

○又吉進知事公室長 こういう情報が必要とされるのは、例えば航空機事故があったときに、その所属がどこだとか、あるいは落下事故があったときに、どういうことをしていたのかといったことを照会するのですが、これは米軍の運用にかかわることだということで公開していただけないのが現状でございます。

○吉田勝廣委員 例えば今、翁長委員も外来機が来ないようにと言っていたが、外来機が来るという要因は、大体どこの外来機が来るのですか。

○又吉進知事公室長 これはどこだということは定性的に把握されていないのですが、県が見たところ、例えば岩国基地のホーネット、さらに時として三沢基地のF16、さらに韓国の機体、さらに時として米国のF22は本国から飛来する、あるいはアラスカといったところで、各地から飛んできていますが、最も多いのは、私どもが観察したところでは岩国基地からのFA18ではないかと考えています。

○吉田勝廣委員 艦載機はどうですか。

○又吉進知事公室長 FA18は艦載機でございませ

て、海兵隊所属と海軍所属がございます。圧倒的に海兵隊所属の飛来が多い。艦載機につきましては、厚木基地になりますので、そういったところで訓練をしているのだらうと想像はされます。ですから、今の御質疑に対しましては、やはり海兵隊ではないかと考えております。

○吉田勝廣委員 もう一つ、よく揚陸艦、奇襲攻撃するときのヘリコプターが乗ったり、F18が乗ったり、F18は乗らなくても大体ヘリコプターの部隊ですが、揚陸艦はどうなのですか。

○又吉進知事公室長 今、佐世保基地に配備されているのは、御承知のようにボノム・リシャルでございます。その他に艦隊を組んで陸上打撃部隊という形で構成されているわけでございますが、沖縄のホワイト・ビーチに入港する艦船というのはボノム・リシャルが中心であると考えております。

○吉田勝廣委員 それに搭載しているさまざまなものがあります。例えばエアークッションのものとか、上陸用舟艇とかヘリコプターとか、これについてはどのように分析していますか。

○又吉進知事公室長 分析と言われましても……。

○吉田勝廣委員 どういう情報を把握しているかということですか。

○又吉進知事公室長 海兵隊の責務として、ある作戦行動の際は、艦船と陸上部隊は沖縄に所在する第3海兵師団の水軍の要員で、さらに普天間飛行場に現在所属しておりますオスプレイといった機体を搭載しまして、所用の作戦現場に向かうということが言われているわけでございます。

○吉田勝廣委員 僕がくどくど聞いたのは、5年間の運用というときに、普天間飛行場には60機の飛行機がいる。そうすると、例えば演習場がないですよと僕はこの間も言いました。僕が一番注目したのは、4ページに機能であれ県外移設が必要であると書いてある。そうすると、想定をする場合に、例えば普天間飛行場の60機がどこへ展開するか。KC130は約870名が移動したと言われているから、60機が県外に移設されて全部行ったとしよう。その場所はわからなくてもいい。しかし、これは可能性があるかどうかは今言ったように議論しないといけない。僕は3つあると考えていたわけです。1つは県内の各海兵隊施設へ分散移転、2点目は国内の滑走路を持っている部隊へ配備するだろう、3点目は国外。この3つを想定して考えていたら、ここに県外と書いてあるものだから、もう県内はないと考えていいのですか。

○又吉進知事公室長 5年以内の運用停止の実現のためには、現実に普天間飛行場で運用されている機体を市民の存在から離さなければならない。その方策を徹底的に考えていただきたいというのが県の政府に対する要求でございます。これに関しまして、今、3つの選択肢をおっしゃったのですが、いかなる形であれ、普天間飛行場の負担軽減を図らなければならないということで、飛行機を普天間飛行場以外の県外に持っていくのは大変重要な方策であると考えているわけです。

○吉田勝廣委員 だから、県内はないですねと僕は言っているのです。普天間飛行場の60機の軍用機の県内移転はないですね。

○又吉進知事公室長 運用停止ということであれば、県内にF A18等を収容するところは恐らくないと思います。

○吉田勝廣委員 こちらに県外移設が必要であると書かれているわけだから、県内はないと確約してください。

○又吉進知事公室長 県外が必要であるということでもあります。しかしながら、一方で普天間飛行場の代替施設の計画というのは進捗している、これは認めざるを得ません。したがって、そういったものを勘案しつつ、とにかく普天間飛行場周辺から飛行機が見えない状態をつくっていただくということが大事でございます。

○吉田勝廣委員 そうすると、県内もあるということと理解していいのですか。

○又吉進知事公室長 委員のおっしゃるところの県内というありようについては、ここにありますように、機能であれと書いてあります。いろいろな形があると思います。その状態を県内である、県外である、あるいは期間を区切るであるとか、さまざまな工夫を凝らして負担軽減をする必要がある……。

○吉田勝廣委員 僕は抽象的な議論は好きではないのです。具体的な議論でいこう。抽象的は嫌です。だから、機能というのは何かとまた今度議論するようでは、抽象的な議論はおもしろくない。こういう時期は具体的にやらないと。

○又吉進知事公室長 ですから、私どもがここで、これはある、ないと。つまり、政府に対してはあらゆる方策を追求せよと言っているわけでございます。これ以上ならば県内はないとかいうことは申し上げません。ただ、普天間飛行場の5年以内の運用停止をするならば、県内ということとは考えられないということです。

○吉田勝廣委員 もう一回、今の言葉を聞きそびれたので。

○又吉進知事公室長 つまり、5年以内の普天間飛行場の運用停止といったものを求めているわけでございます。そのための機能であれ、何らかの形で県外移設というのは必要であるということでございます。

○吉田勝廣委員 もう一つ、5年でキャンプ・ハンセンに持っていきます、伊江島補助飛行場に持っていきます、それからキャンプ・シュワブに持っていきます。キャパシティーがあるとすれば嘉手納飛行場に持っていきます。それで普天間飛行場だけは運用停止になる。これがあらゆる方策というか、考えの一つに入るという意味ですか。

○又吉進知事公室長 前提としてキャパシティーがあるかとおっしゃいましたが、キャパシティーはどう見てもないわけでございます。したがって、5年以内の運用停止という形に関しましては、県外に持っていくということ以外には考えられないと思います。

○吉田勝廣委員 そうすると、5年以内の運用停止という場合には、県内移転はないということですね。

○又吉進知事公室長 5年以内に県内移転ということとは考えられないと思います。

○吉田勝廣委員 そうすると、今度は次を考えよう。県内5年はないとすると、次は県外ですね。今度は県外を考えたときに、どこが想定できるか。あらゆる運用だからね。玉城委員と違って僕はできないだろうと想定しているわけです。5年間の運用停止で60機の飛行機を受け入れるところはないだろうと僕は思っているわけです。それはさっき言った、僕がしつこく聞いたのは、運用上の問題、例えば海兵隊がどこで訓練してどうするかとか、外来機が飛んでくるとか、それからハワイとの関係がどうのこうのということを考えると、5年間で60機を受け入れるところはかなり厳しいのではないかと。努力はわかるね。努力をすることは結構だが、それが本当に可能かどうかということを考えると、米軍は首を縦に振らないのではないかと。それが情報収集ではないのか。太平洋軍が、海兵隊がどう考えているか。これは対沖縄と日本だけの問題ではなくて、まさに安倍さんも対米交渉がありますよと言ったでしょう。対米交渉で、これが海兵隊の運用上だめだということのだったら、だめになるでしょう。だから、ここは難しい。だから、あなたが言うハードルが高いというのはそこだと思うのですが、それが本当に5年で可能か。

誰が考えてもなかなか難しいのではないか。僕は、5年間で運用停止というのは否定論なのです。誰が考えても、これは無理だと僕は否定論なのです。努力はわかるが、できないだろう。知事公室長はできないということを一番わかっているのではないですか。これは恐らく誰が考えてもできない。

○又吉進知事公室長 委員が安全保障等について非常にクールな見解を示していることは、これまでの委員の御発言で承知しております。ただ、この5年以内の運用停止を現実に進めないと、普天間飛行場の危険性を放置することになってしまいます。これ以外の選択肢は恐らくないということでございます。したがって、県といたしましては、極めて高いハードルであるということは承知しつつも、政府に対して強く申し上げていくということでございます。

○吉田勝廣委員 そうしたら、SACOができて平成7年度だったか、あれからもう十何年になって、どうしてこういうアイデアが出なかったか。5年間で運用停止しようというアイデアが出なかったのか、僕は不思議でしょうがないがそれはいいです。

もう一つ、皆さんが今、例えば外来機はよそへ飛んでいきなさい、オスプレイもよそへ飛んでいきなさい。それから、嘉手納飛行場のF15が新井田原基地に演習に行きますとか、これが負担軽減になるとか、よく言っていますね。そうすると、実際にどう行われているかは別として、新井田原基地へ行って演習をする。今度は自衛隊の動きです。確かに米軍はよそへ行って演習することになった。自衛隊は今後どうなるか。中期防衛力整備計画をいろいろ考えてみると、那覇基地にF15がふえるのか、E2Cがふえるのか、この辺、どういう分析をしていますか。

○又吉進知事公室長 現在公表されているところによりますと、南西諸島地域の安全保障が非常に課題になっておりまして、与那国島への水上監視部隊の配備と同時に、那覇基地におきましては、F15を1個飛行隊増強するというのを聞いております。

○吉田勝廣委員 基地対策課長、中期防衛力整備計画で自衛隊の動きはどうか。ことし、来年の動きに向けて、今度の防衛白書にもいろいろ書いてありますから。

○運天修基地対策課長 まず、沖縄関連でいきますと、先ほどおっしゃったように、E2Cの早期警戒機の飛行部隊が今年度、部隊を新設しております。

○吉田勝廣委員 何機ですか。

○運天修基地対策課長 4機です。4機で隊員数と

しては60名、今年度末には80名増員ということで聞いております。

それから、飛行隊が平成27年度にF15の戦闘機部隊を2個飛行隊化するというようになっておりまして、那覇基地の第9航空団を伸展いたしまして、最終的にはF15が10機ふえて約30機になる。人員は300名程度増員するというようになっております。

○吉田勝廣委員 もっとないですか。

○運天修基地対策課長 あとは与那国島の沿岸監視部隊の設置ということで、現在、隊舎の建築に向けた造成工事等が進められているところです。

○吉田勝廣委員 今のF15はどこから飛んでくるのですか。

○運天修基地対策課長 F15は、築城基地から部隊が移動してくると聞いております。

○吉田勝廣委員 10機ですか。

○運天修基地対策課長 当初は20機ということで聞いております。

○吉田勝廣委員 こういうことは基地負担にはなるのですか、ならないのですか。

○又吉進知事公室長 航空機の運用で最も気になりますのは騒音でございます、それだけの飛行機がふえるということは、当然騒音の増加も考えられるわけでございます。しかしながら、その運用、それから那覇空港は御承知のように沖合にもう一本滑走路をつくっている。そういったものも加味しまして、実際に基地負担がふえていくかどうか、著しい負担になるかどうかということは判断していく必要があると思います。

○吉田勝廣委員 片一方では、沖縄の基地の負担の軽減をしましょう、片方では、自衛隊が肩がわりという言葉は余り使いたくないが、ふえるわけです。E2Cもふえました、F15も10機ふえました。築城基地から部隊が移駐する。部隊が移駐するのです。単なる訓練に来るわけではないのです。嘉手納飛行場の部隊は新井田原基地に演習に行くわけです。これは移駐ではない。その辺のところ、この負担軽減はどのように考えるのですか。

○又吉進知事公室長 今、委員の議論の中で米軍の基地負担というものがあって、現実これを減らしていただきたいということを県は申し上げているわけでございます。その一方で、米軍が日米安全保障条約に基づいて基地を使用し、この地域の安定に寄与しているということは認めているわけでございます。また、自衛隊に関しましては、我が国の安全保障、防衛の観点から、その配備というものはよく理

解できるところでございます。しかしながら、先ほど申し上げたような騒音でありますとか、あるいは基地から派生するさまざまな影響につきまして、極力県民生活に配慮していただきたいといったことを要請しているわけでございます。

○吉田勝廣委員 米軍の飛行機であれ、ジェット機であれ、日本の戦闘機であれ、同じ爆音なのです。それはわかるでしょう。同じようにうるさいのです。それに対して、基地機能が負担ではない、日米安全保障条約がどうのこうのというのは言えないのではないですか。住民に与える影響は一緒だと思うのですが。

○又吉進知事公室長 まず、自衛隊と米軍の一番の相違は、日米地位協定に基づいて国内法が及ばない形で運用されている米軍機と、国内法に基づいて自衛隊に対しては地方自治体として物が言える状況になっております。したがって、そういう違いはありますが、いずれにしましても、爆音が著しいでありますとか、そういう個々の現象につきましては、県としても強く双方に申し入れていくということでございます。

○吉田勝廣委員 知事公室長、いいことを言ってくれたね。まさにそのとおりなのです。だから、拒否もできるわけです。国内法だから拒否もできるのです。もう一つは、国内法だから夜に飛ばす制限もできるのです。本当にいいことを言った。だから、部隊の運用がおかしいのではないですかと拒否もできるのです。これほど高度な基地が74%集中しているのに、また自衛隊が加わって大きくなっていく。それは拒否できるということは、今、知事公室長が答弁したとおりです。国内法ですから。

もう一つ、ことしの防衛白書だが、島嶼防衛についてこう書いてあるわけです。部隊運用で敵の侵攻を阻止し、排除する。事前に兆候が得られず万一島嶼を占領された場合には、航空機や艦艇による対地射撃により敵を制圧した後、陸自部隊を上陸させるなど島嶼を奪回するために戦う。僕もびっくりするのだが、この中に自衛隊が輸送艦とは言っているが、強襲揚陸艦を買うということと水陸両用戦車を買うということになっているわけです。

そうすると、何を意味するかということ、島嶼防衛と称して今度はまさに沖縄の自衛隊の基地が強化になっていく。だって、そうでしょう。F15が築城基地から部隊が移駐する。E2Cも来る。そして、こういう想定のもとで与那国島に基地ができる。そし

て、奄美大島にもできる。琉球弧が基地になるわけです。それはなぜかということ、敵は恐らく中国だと思う。宮古島と八重山諸島の間を艦船が通る。そのためにPAC3が必要であるわけです。そういうことを考えると、まさに国内法なのだから、沖縄は、これ以上基地負担はいいではないですかと何らかのメッセージを出すべきではないかと僕は思うわけです。国内法だからできるのです。どうですか。

○又吉進知事公室長 今、防衛白書等にいろいろ書かれていることは一つの我が国の防衛の考え方ということで私どもも知っております。ただ、この政策が実際に国民のコンセンサスを得て、さらに具体的な配備でありますとか装備に落とし込まれていくには、相当な国会での議論等が今後あるかと思えます。いずれにしましても、県といたしましては、我が国の島嶼防衛、国策に基づく防衛というものは極めて重要だと考えておりますが、その際には与那国島のケースもあります。地域住民への十分な配慮、説明、理解といったものを得る必要がある。したがって、自衛隊が展開していくということに対しては直接反対はいたしません。

○吉田勝廣委員 これはすごいことを言うね。これはこれからよく議論するが、同じ爆音なり騒音だから、やはり苦しむのは県民なのです。これは国内法が適用できるからいい。物申すことはできますよ。

2点目、将来、自衛隊が何を考えているかということ米軍と一緒にですよ。いわゆる日米地位協定みたいなものをつくりたい。これは軍事だから、軍事が優先するためには、どうも今の国内法をもっと条件をよくして日米地位協定みたいなものをつくりたいわけです。それは軍人から考えれば、ごく当然のことです。だからこそ、今、米軍は日米地位協定があるわけです。だから、四十何年間も変えないぐらいにやっている。これはいいです。答弁は要らない。それだけは指摘しておきたい。

話を変えましょうね。今度は総務部長、予算の話です。監査委員の18ページ、まず、税収について、平成18年ごろからの動き、5カ年ぐらいの税収の動きを言ってくれますか。

○佐次田薫税務課長 5年間の県税収入……。

○吉田勝廣委員 平成19年度、平成18年度ぐらいからでもいいですね。

○佐次田薫税務課長 平成18年度、収入額で言いますと972億5000万円余り、平成19年度1062億3600万円、平成20年度1066億7300万円余り、平成21年度952億7500万円余り、平成22年度924億3500万円余り、

平成23年度906億7200万円余り、平成24年度944億9600万円余り、平成25年度949億5800万円余りとなっております。

○吉田勝廣委員 総務部長、税収と県の予算の関係です。要するに、どうして税収に変動があるのか、今の税収を聞いて、その辺はどう思いますか。

○小橋川健二総務部長 例えば平成19年度ごろは三位一体の改革というのがあって、交付税が削減されたり、あるいは地方税に国税が移譲されて県民税がふえてみたり、あるいは税制改正の制度的な要因とか、それから一番大きいのは景気変動です。さまざまな要因でこうなっているとは思っています。

○吉田勝廣委員 例えば平成19年度、平成20年度は税収が1000億円を超えています。ここは皆さんとの予算の関係からするとどのように分析しているのですか。

○佐次田薫税務課長 平成19年度に三位一体改革で所得税から個人県民税に税源移譲がございました。その影響で平成19年度と平成20年度では税収が1000億円余りふえております。

○吉田勝廣委員 でも、それはずっと継続しているわけでしょう。2回きり、3回きりですか。

○佐次田薫税務課長 その後、平成20年度に今度は地方事業税が地方法人特別税という国税に移管されて、それで税収自体は少し落ちています。

○吉田勝廣委員 それで国税がふえたわけだから、地方交付税はふえましたか。

○小橋川健二総務部長 この部分は国税として取ってプールして、今度は税源の偏在を解消する、緩和するという制度ですので、譲与税という形で返ってまいります。ですから、我が県で言いますと、国税化されたものよりは譲与税でもらう分が大きかったです。

○吉田勝廣委員 そうすると、一概に税収の変動だけを見て判断できないということになるのですか。

○小橋川健二総務部長 先ほど言いましたように、もろもろの要因があると思いますので、ただ数字だけを比較するのではなく、その時々になんかということがあったかということも加味しながら分析をする必要があるだろうと思います。

○吉田勝廣委員 全くそのとおりでと思います。では、これからの分析として、例えばよく言う投資的経費とか、さっき翁長委員も言ったのだが、税収をふやすための方法論として、もちろん新しい税の確立をすればいいのだが、現状の中で税をふやす方法論として一番何が得策なのか、そこは総務部長はど

う考えていますか。

○小橋川健二総務部長 午前中、財源との関係でも申し上げましたが、自主財源比率が低いのは依存財源が大きいからだと申しました。自主財源は絶対額をふやしていくのが大事です。では、それをどのようにふやすかということですが、今、沖縄振興一括交付金なるものがあります。それから、振興予算も3000億円を超えました。そういうボリュームで、あるいは沖縄振興一括交付金の制度で、それから沖縄振興特別措置法の中でさまざまな税制上の優遇措置があります。それから特区制度があります。こういう重層的に沖縄振興が今図られているわけです。

ですから、今、県が進めておりますのは、さっき言いました振興策を活用して、産業振興を図る、それから沖縄振興一括交付金では、例えば子育て環境の整備も働く環境の整備につながってまいりますので、雇用をふやして、所得をふやして、経済を大きくして、結果として税収で反映させていただく、これが自主財源の絶対額がふえる道だろうと思っています。

○吉田勝廣委員 今、一括交付金は他の都道府県でもやっていますか。

○小橋川健二総務部長 似たような制度で、規模は小さいですが、平成26年度から奄美群島で始まったやに聞いております。ただ、内容的に沖縄県のものとはどういう差異があるのかは今持ち合わせはございません。

○吉田勝廣委員 沖縄振興一括交付金制度はいつから始まったのですか。

○小橋川健二総務部長 今の部分は平成24年度からでございます。

○吉田勝廣委員 たしか民主党政権時代ですか。

○小橋川健二総務部長 はい、その時期でございます。

○吉田勝廣委員 自民政権になって一括交付金制度が沖縄県だけになって、他の都道府県はやらないような情報もあったのだが、そこは正しいのですか。

○小橋川健二総務部長 やらないとなったかどうか確認はしておりませんが、この間、似たようなものでは、例えば震災の復興のための交付金制度もできたと聞いておりますし、それから近々、平成27年度に向けて地方創生のための交付金もできるといいますので、その内容もよく見ていかないとはいけません。

○吉田勝廣委員 沖縄振興開発計画と沖縄21世紀ビジョン、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ

適切な利用の推進に関する特別措置法は、たしか民主党政権でオーケーになったと思ったが、ここはどうですか。

○小橋川健二総務部長 時期的にはそうだったと思っています。

○吉田勝廣委員 2つの法律は民主党政権のときに成立して、沖縄21世紀ビジョンは県がつくって、当時の民主党は丸のみしたのですか。

○小橋川健二総務部長 県が主体的につくようになりましたので、それを国に認めていただいたということだと思います。

○吉田勝廣委員 私もそうだと思います。この2つの法律は民主党政権が沖縄県の要請に対して丸のみして、それを国の方針として出した、そこは間違いないと私も思います。

○山内末子委員長 前島明男委員。

○前島明男委員 それではまず、公安委員会からお尋ねをしたいと思います。

加藤本部長ほか警察官、警察の職員の皆様方が県民の安全安心確保のために日夜努力しておることに、まず敬意を表したいと思います。

そこで質疑に入るわけですが、通告はしてございませんが、交通関係からお尋ねしたいと思います。きょうお昼のテレビニュースを見ておりましたら、またまた酒気帯び運転で石垣海上保安官が基準の約4倍の酒気を帯びて逮捕されております。また、けさ、カーラジオを聞いておりましたら、10万人当たりか何万人当たりかわかりませんが、酒気帯び運転で逮捕される率が全国ワーストワンだ、しかも飲酒運転によって死亡する率も全国ナンバーワンという不名誉なことがずっとこれまで起こっております。これはもう何十年ですか、交通部長。

○當山達也交通部長 全人身事故に占める飲酒絡みの人身事故の構成率が24年間連続して全国最悪という状況が続いております。

○前島明男委員 確かにそうですね。これは全く県民としても不名誉な話で、これを極力ゼロに近づけないといけないと思うのです。特効薬はないでしょうが、その抜本策を皆様方がどのように考えておられるのか、その辺からお尋ねしたいと思います。

○當山達也交通部長 ただいまの御指摘につきましては、まず県内の飲酒運転の実態を御説明してから、その特徴に対しまして対策をどのようにとっているかということで御説明したいと思います。

まず、9月末で飲酒運転で検挙された者は888件ございます。大体1日当たり3件から4件の検挙で

ございます。そして、県警察では、飲酒運転の取り締まりを強化しているところでございますが、それでも交通事故を発生したということで飲酒運転が発覚するケースが全体の3割ございます。一晩寝たから大丈夫ということで、まだ体にアルコールが残っている状態で運転する、いわゆる二日酔い運転で検挙される運転手も全体の3割弱おります。過去に飲酒運転で検挙された運転手の意識調査をした結果では、その6割が最初から酒を飲む場所に車を運転していった、運転して帰るつもりで行ったと答えている状況でもございます。

当県の特徴としまして、飲酒運転の検挙の基準には呼気1リットル当たり0.15ミリ以上と0.25ミリ以上と基準がございまして、その0.25ミリ以上で検挙される運転手が全体の8割ということで、かなりの飲酒量で運転をしているという状況がございまして。そこで、県警察は関係機関、そして県民の皆さんの御協力も得ながらいろいろな対策をとってきたところですが、結局は運転者自身の意識の問題だと考えております。

そこで、ことしから取り組んでいる対策としまして、免許保有者の皆さんに飲酒運転をしないという宣言書に署名をしていただいて、それを提出していただくという活動をしております。それで飲酒運転をなくそう、運転者の皆さんの意識を高めようということでやっております。具体的には、運転免許センターで更新時講習の際に講習を受けた皆さんにも、その宣言書にサインをしていただいて提出していただいております。各事業所、あるいは居酒屋などの飲食店などでも、その宣言書を提出していただく運動に今取り組んでいるところでございます。

○前島明男委員 いろいろな対策をとっておられるわけですが、私は企業、会社に対して徹底的に、皆さん方はいろいろなお仕事をしておられて大変お忙しいとは思いますが、検挙される皆さん方の6割、7割、もっとかもしれません、恐らく会社に勤めている方ではないかと思うのです。その辺、調査したことはございましてか。検挙の率は有職者と無職者でどういう割合なのか。

○當山達也交通部長 検挙されて免許取り消しになる処分者数で見ますと、ほとんどが有職者でございます。

○前島明男委員 多分私もそうだと思うのですが、であれば、大変な仕事量だとは思いますが、企業を

シラミ潰しに、これは何年かかるかわかりませんが、一社一社皆様方が企業を訪問していただいて、企業の職員を会社で集めて徹底的に指導講演をやっただけ。また、大学においても、大学生を対象にそういうことを徹底してやっていったらどうかと思うのですが、その辺のお考えはいかがですか。

○當山達也交通部長 ただいま御指摘がありましたように、やはり若いうちから交通ルール、あるいはマナーを守るという安全教育が重要だと考えておりまして、御指摘のように、中学校、高等学校への安全教育も行っているところでございます。そして、先ほど委員から御指摘がございました会社ぐるみで取り組む対策が効果的ではないかということがございましたが、まさにその対策も今行っておりまして、例えば車両関係の業界、運転者業界、そして飲食店、酒を提供する業界を含めて、今、先ほどの宣言書の提出をお願いしているところです。

それと、県の条例—沖縄県飲酒運転根絶条例には事業所の責務というのが規定されておりまして、事業者として職員、従業員の飲酒運転を防止する取り組みをするようになっております。具体的には、朝始業前にアルコールチェッカーで昨晚の酒が残っていないかといったものもチェックしていただくということもやっただけでございます。現在、自治体も含めまして、事業所で627カ所、そして延べ人数では3万9000人の皆さんから飲酒運転をしないという宣言書の提出をいただいているところでございます。今後もこれは継続していきたいと考えております。

○前島明男委員 さらに企業に対する指導を徹底してほしいと思います。

せっかく生活安全部長に通告をしてございますので、主要施策の成果に関する報告書の中から、スクールサポーターについて、まず御説明方をお願いしたいと思います。

○親川啓和生活安全部長 県警察スクールサポーターの配置状況は、平成25年度は6名を那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、豊見城市、うるま市、中城村の計12校の中学校に配置し、各種支援活動を推進しております。活動内容は、派遣された学校において非行グループの補導、解体、非行少年等の居場所づくり、立ち直り支援、非行少年等の保護者や担任等に対する指導助言、家庭、地域、関係機関と連携した環境浄化等を実施し、生徒の非行防止及び健全育成を図るとともに、学校及び学校周辺の環境改善を図っております。

配置効果としましては、スクールサポーターは学校と警察とのかけ橋として重要な役割を担っており、配置先の学校において生徒の問題行動が発生した際の事案の早期把握が可能となり、必要な場合に警察と連携した対策を実施することで問題行動を起こした生徒の早期立ち直り、学校教育環境の早期正常化を図ることができるなどの効果があらわれているところであります。実際にスクールサポーターがいじめに起因する暴行事件や恐喝事件を発見し、警察へ通報したことで早期に事件化し、被害少年の保護措置がとられた効果的な事案もあります。

○前島明男委員 学校サイドからは非常に大きな効果があったと伺っておりますので、平成25年度は6人の配置、平成26年度は2人ふやして8人ということですが、これをもっとふやして対応できないかと思うのですが、そのお考えはないですか。

○親川啓和生活安全部長 先ほど委員からありましたように、平成26年度は2名増員されて8名体制で各種対策を推進しておりますが、次年度も増員が必要だと考えており、特段の御高配、御支援を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○前島明男委員 質疑を変えます。サイバー犯罪対策事業について御説明方をお願いいたします。

○親川啓和生活安全部長 サイバー犯罪取り締まり体制と取り締まり状況についてお答えいたします。

平成24年度に生活保安課内にサイバー犯罪対策室を設置し、取り締まり体制を強化しております。平成25年のサイバー犯罪検挙件数は118件で、前年に比べ21件の増加、本年8月末現在につきましては80件で、前年同期に比べ7件の増加となっております。

○前島明男委員 サイバー犯罪対策室は18名ですが、これで十分な対応ができていのでしょうか。

○親川啓和生活安全部長 平成24年度に室長以下捜査員7名の11名体制でサイバー犯罪対策室を設置した後、現在—平成26年度は18名体制となっております。平成26年度、平成25年度増員を実施している状況でございます。

○前島明男委員 増員にも限界があると思いますので、民間企業との連携も必要ではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○親川啓和生活安全部長 平成10年度に県内のインターネット関連事業者と沖縄県サイバー犯罪対策連絡協議会—平成26年度現在17事業者が加盟しております—を設置し、事業所と連携したサイバー犯罪に関する情報共有や防止対策を行っております。また、本年9月4日に県内の7金融機関との間にサイバー

犯罪の未然防止及び共同対処に関する協定を締結し、連携を強化しているところであります。サイバー犯罪は、情報処理技術の進展に伴い、新たな手口のサイバー犯罪が発生しやすい状況にあることから、今後最新の情報処理技術を研究する機関などと連携した取り組みを進めてまいります。

○前島明男委員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○山内末子委員長 以上で、知事公室長、総務部長及び警察本部長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

次回は、明 10月16日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後3時3分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 山 内 末 子